

**「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」(案) 及び「企業結合審査の手続に関する対応方針」(案)  
に対する意見の概要及びそれに対する考え方**

1. 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」について

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
1	第2の1 一定の取引分野の画定の 基本的考え方	本運用指針では、データについて、競争上重要であると記載されているため、競争を実質的に制限する場合の解釈上の指針だけではなく、一定の取引分野の画定におけるデータの役割についても具体的に記述すべきであると考え。  (弁護士)	企業結合ガイドラインに記載のとおり、一定の取引分野は、価格引上げや品質等の悪化等による需要の代替性や供給の代替性という観点から画定されます。
2	第2の1 一定の取引分野の画定の 基本的考え方	プラットフォームの場合に、異なる複数の需要者層が存在する多面市場を、それぞれの需要者層ごとに分けて取引分野を画定する場合と、それぞれの需要者層を包含した1つの取引分野を重層的に画定する場合について記載されている点には、賛成である。  (弁護士)	賛同の御意見として承ります。
3	第2の1 一定の取引分野の画定の 基本的考え方	データはそれを保有しているだけでは競争力との関係では無価値であり、当該データを利用して初めて競争力が生じる場所、そもそも自身が保有しているデータの内容を正確に把握していない事業者や保有データの利用方法を全く検討していない事業者も多数存在するにもかかわらず、ひとたび無料市場が画定されてしまうと、当該無料市場において活動する当事会社が企業結合によって一定規模の「データ」を保有し、又は保有し得る状態になることを理由に当該企業結合が禁止されるおそれがあるため過度な事前規制に当たると考えられる。また、無料市場に関する一定の取引分野の画定及び	データを保有していることだけをもって競争への影響が判断されるものではなく、企業結合ガイドライン第6の2(2)に記載したデータの競争上の重要性等の評価に当たっての考慮要素等を踏まえて判断されるものです。また、これまでも無料市場を画定し競争分析を行ってきたところ、データの競争上の重要性等の評価に当たり、無料市場であるか有料市場であるかが関係するものではありません。

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		<p>競争分析は非常に困難であり、逐一これを企業結合審査の対象とすることは、審査期間が相当長期化するおそれがあることを踏まえると、有料市場とは別に無料市場を一定の取引分野として画定すべき必要性及び相当性のいずれも欠くと思われる。</p> <p>したがって、今後のデジタル・プラットフォーム事業の健全かつ公正な発展のためにも、意見募集時の改定案7頁の「また」から始まる段落の追記について撤回すべきである。</p> <p>(弁護士)</p>	
4	<p>第2の1 一定の取引分野の画定の基本的考え方</p>	<p>どのようにして、それぞれの異なる需要者層ごとに一定の取引分野を画定するのか。</p> <p>また、どのような場合に、それぞれの需要者層を包含した一つの取引分野を重層的に画定するのか、またどのようにして画定するのか、具体的例を挙げてわかりやすく説明すべきである。</p> <p>「間接ネットワーク効果が強く働くような場合」の判断基準を可能な限り具体的に示してほしい。今後、公表事例を通じて、考え方や基準を明確化してほしい。</p> <p>(団体、弁護士)</p>	<p>企業結合ガイドラインに記載のとおり、基本的に、それぞれの需要者層ごとに一定の取引分野を画定し、プラットフォームが異なる需要者層の取引を仲介し、間接ネットワーク効果が強く働くような場合には、それぞれの需要者層を包含した一つの一定の取引分野を重層的に画定する場合があります。</p> <p>それぞれの需要者層ごとに一定の取引分野を画定する方法等については、過去の公表事例（例えば、エムスリー株式会社による株式会社日本アルトマークの株式取得〔令和元年10月24日審査結果公表〕など）を御参照ください。また、需要者層を包含した一つの一定の取引分野を重層的に画定する場合やその方法等については、個別具体的な事例に即して判断されますが、他の事業者の参考となる審査結果については、事例集等で公表し</p>

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
			てまいります。
5	第2の1 一定の取引分野の画定の 基本的考え方	<p>水平型企業結合について双方向市場が画定された場合、どのような場合に競争の実質的制限が生じるとみなされるのか。</p> <p>また、それぞれの需要者層を包含した一つの取引分野が画定された場合には、競争制限効果と効率性改善効果を比較衡量して判断を行うのか。</p> <p>(個人、団体、学者)</p>	<p>水平型企業結合による一定の取引分野における競争の実質的制限については、企業結合ガイドライン第4の2及び3に則して判断していくこととなりますが、どのような場合に競争の実質的制限が生じるかは個別具体的な事例に即して判断されます。</p> <p>一定の取引分野における競争の実質的制限の判断に当たっては、当事会社グループ及び競争者の地位等並びに市場における競争の状況等、輸入、参入等のほか、効率性も考慮されます。</p>
6	第2の1 一定の取引分野の画定の 基本的考え方	<p>明確性確保の観点から、狭い市場画定(それぞれの需要者層ごとに画定された一定の取引分野)の下で、競争上問題がないと判断されれば、それを超えて、より広い市場画定の下で競争分析を行う必要はないが、他方、狭い市場画定の下で競争法上の問題が認められる場合には、さらに、より広い市場画定(それぞれの需要者層を包含した一つの取引分野)の下で競争上の問題がないか否か、を検証するという手法をとることも一案ではないか。</p> <p>(団体)</p>	<p>一定の取引分野の広狭と競争上の問題の有無の関係について、一概に論じることはできません。</p>
7	第2の1 一定の取引分野の画定の 基本的考え方	<p>意見募集時の改定案7頁の「また」から始まる段落について、「基本的に、」の文言を削除することで画一的な審査を行う旨の基本方針を修正するとともに、「判断する」の文言の後に「場合がある」等の文言を挿入することで、当事会社らの競争実態を踏まえ、必要かつ</p>	<p>基本的に、それぞれの需要者層ごとに一定の取引分野を画定して判断することとなりますが、競争の実態等を踏まえ、個別具体的な事例に即して適切に判断してまいります。</p>

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		適切な範囲において一定の取引分野の画定を行う方針であることを明確にすべきである。 (弁護士)	
8	第2の1 一定の取引分野の画定の基本的考え方	考慮要素及び企業結合審査手続を明確化するとともに、貴委員会がそれらを立証する責任を負っていることを明確にすべきである。 (団体)	企業結合により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるかどうかという点について、当委員会が立証責任を負っています。
9	第2の1（注3） 一定の取引分野の画定の基本的考え方	競争制限の判断にあたり、一部のインターネット付随サービスのように、価格のみならず品質でも競争が行われていることを考慮し、需要者にとっての代替性を判断するとしたことは、イノベーション創出の観点から賛成である。 (団体)	賛同の御意見として承ります。
10	第2の1（注3） 一定の取引分野の画定の基本的考え方	企業結合審査の出発点となる一定の取引分野の画定に不明確な基準を導入するものであって、貴委員会の企業結合審査に無用の混乱を招くだけでなく、日本の企業結合実務に多大な萎縮効果を与えるものであって、撤回されるべきである。 撤回しないにしても、物理的性質、取引構造、法的規制等により品質操作が困難な場合、品質の劣る商品・サービスの市場を想定するのは難しいといえるため、品質悪化の蓋然性を考慮することも記載し、「品質等が悪化した場合」の意義や「品質悪化時における代替性」をどのように判断するのか例示を行うなどして、実務運用の指針をより明確にすべきである。また、複数の品質をもつ商品・サービスについて、各品質ごとに異なる代替品が存在する場合、どのように考慮されるかについても併せて御教示いただきたい。品質によ	改定前の企業結合ガイドラインでは、価格を手段として競争が行われている場合の一定の取引分野の画定の基本的な考え方（いわゆる SSNIP テスト）については明らかにしていましたが、専ら価格ではなく品質等を手段として競争が行われているような場合における一定の取引分野の画定の基本的な考え方を明らかにするための規定を盛り込んだものです。 また、改定案では、商品の品質等が悪化した場合の需要者の反応を考慮することがある旨記述いたしましたが、商品の提供を受けるに当たり需要者が負担する費用が上昇した場合の需要者の反応

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		<p>る需要の弾力性を推し量り、競争への影響を価格弾力性のように精緻に特定することは難しいため、専門家の意見を積極的に活用して、合理的な分析手法を確立し、競争の実態及び事業の実態を反映した分析を行うべきである。</p> <p>(団体, 弁護士)</p>	<p>を考慮することもあることから、その旨の記述も追記いたしました。</p> <p>なお、これら基本的な考え方を実際に適用することが困難なケースもあり、そのような場合には、企業結合ガイドライン第2の2(1)～(3)及び同3(1)ア～ウの事項も考慮に入れて一定の取引分野を画定していく点については、これまでと同様です。</p>
11	第2の1(注3) 一定の取引分野の画定の基本的考え方	<p>予測可能性を担保する観点から、「インターネット付随サービスなどのように、専ら価格ではなく品質等を手段として競争が行われている」、「商品の代替性の程度は、当該商品の効用等の同種性の程度と一致することが多く」とあるが、具体的にどのような事例を想定しているのか明らかにされたい。</p> <p>(団体)</p>	<p>これまでも、インターネット付随サービス等について企業結合審査を行い、効用等の同種性の程度を考慮に入れて一定の取引分野の画定を行っています。具体的な事例については、過去の公表事例を御参照ください。また、今後も他の事業者の参考となる審査結果については、事例集等で公表してまいります。</p>
12	第2の3(1)ア 供給者の事業地域、需要者の買い回る範囲等	<p>過去の積極的な出店戦略等の結果、過密な店舗網が構築されている小売業・サービス業においては、需要者が買い回る地理的範囲(以下「実際の買い回り範囲」という。)が極めて狭くなる一方で、需要者がさして費用をかけずに買い回ることができる地理的範囲(以下「潜在的な買い回り範囲」という。)が、実際の買い回り範囲と比べて広がる傾向がある。こうした場合、改定案に基づく画定方法の下では地理的範囲が過度に狭く画定されるおそれがあるため、事案によっては、アンケート調査等によって把握した需要者の潜在的な買い回り範囲を基に、地理的範囲が画定される可能性がある旨を追</p>	<p>従前から、需要者の潜在的な買い回り範囲についても考慮しています。</p>

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		記してはどうか。 (学者)	
13	第2の3(1)ア 供給者の事業地域、需要者の買い回る範囲等	「通信回線等を経由してサービスを提供する通信サービスやインターネット付随サービス等の場合」は、その性質上、従来の「財」の場合等と同様には考えられない（インターネットの世界において「地理的範囲」を定めようとする自体に無理がある）。 意見募集時の改定案（別紙1）P13に記載されている「…需要者が同一の条件・内容・品質等で供給者からサービスを受けることが可能な範囲や供給者からのサービスが普及している範囲などを考慮して判断される」ことについて、予測可能性担保の観点から具体的な例を示されたい。 (団体)	通信回線等を経由してサービスを提供する通信サービスやインターネット付随サービス等は、世界中でサービスを受けることは可能ではあるが、日本語でサポートを受けられるかどうかといった点で需要者が同一の条件等でサービスを受けることが可能な範囲が限定されることも考えられ、これまでもこの観点で地理的範囲を日本全国として画定した事例があります。具体的な事例については、過去の公表事例を御参照ください。また、今後も他の事業者の参考となる審査結果については、事例集等で公表してまいります。
14	第4の1(3)(注5) 競争を実質的に制限することとならない場合	現行の企業結合ガイドラインは、水平型企業結合のセーフハーバー基準に該当する企業結合は、競争の実質的制限についての「各判断要素に関する検討が必要となるとは通常考えられない」と規定するのみで、当該判断要素に関する検討を全く否定するものではなく、例えば、医薬品の新薬開発のための臨床試験が第Ⅲ相（フェーズⅢ）に至っているような場合であれば、近い将来に上市に至る可能性はある程度高くなるため、販売されていない時点であっても当該商品について、水平型企業結合の観点から競争の実質的制限についての各判断要素の検討が行われてきたことから、同改定案は貴委員会の企業結合審査の内容を変更するものではないと理解している。	改定前の企業結合ガイドラインは、セーフハーバー基準に該当すれば「競争を実質的に制限することとなるとは通常考えられず」と規定しており、例外的にどのような場合に個別の検討が必要となるか記載しておらず、その点を明記するものであり、これまでの当委員会の企業結合審査の実務を変更するものではありません。

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		<p>それにもかかわらず、同改定案の適用場面を限定することなく新設した場合には、会社の企業結合審査に対する予見可能性を高めるというセーフハーバー基準の効果を著しく減じるものであり、同改定案をあえて新設する必要性はない。</p> <p>(弁護士)</p>	
15	<p>第4の1(3)(注5) 競争を実質的に制限することとならない場合</p>	<p>改正案は、セーフハーバー基準に該当することが明らかになれば、その後の実質的審査は行わないとする現在の実務を大きく転換するものであり、相当量の「データや知的財産」を有する事業者にとっては、HHIの計算上セーフハーバー基準に該当する商品・役務について競争の実質的制限の成否を検討しなければならないとすると、当事会社の負担は過大になり、審査期間の長期化にもつながり、現在の企業結合審査の実務を大きく混乱させることになる。</p> <p>セーフハーバー基準に該当すれば、当事会社は原則として競争の実質的制限の成否を検討する必要はなく、競争の実質的制限の成否を検討する必要が生じるのは、貴委員会が当事会社が市場シェアに反映されない高い潜在的競争力を有していることを示した場合に限定される（すなわち、貴委員会が、当事会社が市場シェアに反映されない高い潜在的競争力を有していることを示す主張立証責任を負う）ことを明らかにされたい。</p> <p>(弁護士)</p>	<p>同上（No.14と同じ）。</p> <p>なお、当事会社が市場シェアに反映されない高い潜在的競争力を有している点について、当委員会が立証責任を負っています。</p>
16	<p>第4の1(3)(注5) 競争を実質的に制限することとならない場合</p>	<p>当該追記は、「市場シェアに反映されない高い潜在的競争力」など極めて抽象的な基準であり、どのように判断されるのか明らかにするとともに、市場シェアが小さい企業結合行為が特別な／追加的な審査を要することとなる根拠を幅広いコミュニティに対して説明</p>	<p>同上（No.14と同じ）。</p> <p>なお、当事会社が「市場シェアに反映されない高い潜在的競争力を有している」かどうかについては、当該当事会社が所有する資産の特徴等に鑑</p>

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		<p>し、どのような要素が「潜在的競争力」の存在を示しているのか、また、それらの要素がどのように評価されるのかについて説明する必要がある。</p> <p>また、貴委員会が競争上重要であると判断すれば、各判断要素を検討しなければならなくなるすると、HHI という指標の効果を損なうこととなり、もはやセーフハーバーとしての意味を持たないこととなり、運用上の不安定さが生じる。</p> <p>実際の企業結合審査を実施するに当たっては、事実及び経済的分析に基づく審査を個別具体的事案に応じて行うことを要請する。</p> <p>(団体、弁護士)</p>	<p>み、個別具体的な事例に即して判断されます。</p> <p>実際の企業結合審査に当たっては、個々の事案の事実関係に基づき必要に応じて経済分析も実施しつつ審査を行い、他の事業者の参考となる審査結果については、事例集等で公表してまいります。</p>
17	第4の1(3)(注5) 競争を実質的に制限することとならない場合	<p>改定案の直前の本文では「各判断要素に関する検討が必要となることは通常考えられない」となっているため、検討が必要となる場合が例外的なものであることは自明であるとの考えもあり得るが、「検討が必要となることがある」と具体的に明記されてしまえば、貴委員会としてはセーフハーバーに該当しても積極的に各判断要素に関する検討をしていく方向に転換したものであるという誤解を会社に与える可能性が十分にあり、審査方針が従前と変わらないのであれば、「例外的に」といった文言を追記すべきである。</p> <p>(弁護士)</p>	<p>同上 (No.14 と同じ)。</p> <p>なお、「各判断要素に関する検討が必要となることは通常考えられない」との記載から、セーフハーバー基準に該当した場合に検討が必要となる場合が例外的なものであることは自明です。</p>
18	第4の1(3)(注5) 競争を実質的に制限することとならない場合	<p>注5は、仮に運用指針案第6の2(2)の考え方をを用いるのであれば、その部分を参照と記載しておくべきであり、あるいは、その部分を先に書いて、後の部分でそこを参照とすべきである。</p> <p>また、「第6の2(2)に記載のデータ等の重要な投入財に係る判断要素」はあくまで、「当事会社が競争上重要なデータや知的財産権等</p>	<p>御指摘を踏まえ、以下のとおり修正しました(下線は修正部分)。</p> <p>「(注5)一定の取引分野における当事会社の市場シェアが小さいため、(略)、当該企業結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限すること</p>



No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		<p>の資産を有するなど、市場シェアに反映されない高い潜在的競争力を有しているような場合」についての判断要素であり、現状の記載では「当該企業結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるか否かについて」のみ用いられる判断要素のように読めることから、記載として不適切である。修正する際は「第6の2(2)に記載のデータ等の重要な投入財に係る判断要素」は、「当事会社が競争上重要なデータや知的財産権等の資産を有するなど、市場シェアに反映されない高い潜在的競争力を有しているような場合」に用いられることを明らかにすべきである。</p> <p>(法人、弁護士、学者)</p>	<p>となるか否かについて、後記2及び3の各判断要素に関する検討が必要となることがある。その際、<u>データの競争上の重要性等の評価に当たっては、後記第6の2(2)の視点と同様の視点に基づき判断する。</u></p> <p><u>なお、後記第5の1(2)における競争を実質的に制限することとならない場合についても、同様の観点から、後記第5の2及び3の各判断要素に関する検討が必要となることがある。」</u></p>
19	第4の1(3)(注5) 競争を実質的に制限することとならない場合	<p>本ガイドライン案では、データと知的財産権を同様に取り扱っているが、知的財産権が長期間にわたって存在し継続的に使用されるのとは異なり、データの多くは、急速に陳腐化し、また、様々なソースから入手することが可能であり、性質が大きく異なることから、これら二つの概念を安易に同列に扱うのは適切ではない。</p> <p>(団体、弁護士)</p>	<p>データと知的財産権は、競争上重要な資産という共通の側面を持つ一方、それぞれ固有の特徴もあることから、各資産の固有の特徴も踏まえつつ、また、当事会社が所有している資産の特徴も踏まえて、個別具体的な事例に即して適切に判断してまいります。</p>
20	第4の1(3)(注5) 競争を実質的に制限することとならない場合	<p>特にハイテク分野などにおける時間を買う経済行動に基づく合併を萎縮させることのないよう、「高い潜在的競争力を有している場合」について、限定列挙の形で、「競争上重要なデータ、知的財産権、ネットワーク、資源を有している場合」とだけ記載する形にすることが望ましい。</p> <p>(法人)</p>	<p>高い潜在的競争力を有している場合について、競争上重要なデータ、知的財産権、ネットワーク、資源を有している場合に限定されるものではありません。</p>

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
21	第4の1(3)(注6) 競争を実質的に制限することとならない場合	改定案の(注6)は、HHIの正確な値が計算できない場合についての計算方法を、従前の実務に沿って明確に規定するものであるから、当該修正を行うことは望ましい。 (弁護士)	賛同の御意見として承ります。
22	第4の1(3)(注6) 競争を実質的に制限することとならない場合	HHIの理論上の最大値と最小値を勘案するとあるが、具体的にどのように勘案して判断されるのか明確にされたい。そうでなければ、企業としては保守的に「最大値」を前提に検討をせざるを得なくなるおそれがある。また、HHIの理論上の最小値を勘案することにはいかなる意義があるのかが明らかでないため、HHIの理論上の最小値が貴委員会の審査においてどのように用いられているのかを明らかにされたい。 「正確な値」を厳格に解するとなると、いわゆる「推計値」を用いることができなくなり、さらに「理論上の最大値を勘案する」とすると、結合審査のハードルが上がるおそれがあることから、表記について検討されたい。 (団体、弁護士)	(注6)の(例)の場合(HHIの理論上の最大値は2,400、最小値は2,100)、4位以下の事業者の正確なシェアが分からずとも、3位の事業者に匹敵するような事業者が残りの市場シェアを占めているという実態に近いのか(すなわち、実際のHHIの値が理論上の最大値に近い実態にあるのか)、市場シェアが僅少な事業者が多数存在するという実態に近いのか(すなわち、実際のHHIの値が理論上の最小値に近い実態にあるのか)といった観点に立ち、HHIの理論上の最大値と最小値を勘案することとなります。
23	第4の2(1)カ 研究開発	企業結合の研究開発に与える影響について、研究開発市場という概念が曖昧な考え方によるのではなく、その研究開発の成果が利用される財・サービスの競争に与える影響により評価するものであることを明らかにする意義を有している。 また、研究開発が、データ又は知的財産権等に基づく潜在的競争力の記載や、潜在的競争者との企業結合に関する記載とはあえて別の項目に書き分けられており、その独占禁止法上の判断基準についても内容を異にしているのは適切であり、これらは明確に峻別して	賛同の御意見として承ります。

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		運用されなければならない。 (弁護士)	
24	第4の2(1)カ 研究開発	単に類似性が高いというだけで、研究開発している商品が市場に供給されるか否かの見込みや市場に供給された後に有すると見込まれる競争力の程度に関係なく、競争に及ぼす影響が大きいということになり、全く実態と合致しない状況が生じることが考えられ、過度に広範な企業結合が「競争に及ぼす影響が大きい」と判断されるかのように読める。それにより、同改定案第4の2(1)カを読んだ企業結合を計画している会社が、研究開発している商品に関する企業結合審査が難航すると誤解して、当該企業結合を躊躇してしまうなど、実務上の萎縮効果は非常に大きいことから、同改定案については撤回すべきと考える。 (団体、弁護士)	御指摘を踏まえ、以下のとおり修正しました(下線は修正部分)。また、同様の記述が企業結合ガイドライン第6の2(2)にもあることから、併せて修正しました。 「例えば、(略)、一方当事会社の $\alpha$ と競合する程度が高いと見込まれるときには、 <u>そうでない場合と比較して、企業結合がなければ実現したであろう一方当事会社の<math>\alpha</math>と他方当事会社の<math>\beta</math>の間の競争が消滅することにより、当該企業結合の競争に及ぼす影響が大きい。</u> また、(略)、一方当事会社の $\alpha$ と競合する程度が高いと見込まれるときには、 <u>そうでない場合と比較して、企業結合により他方当事会社の研究開発の意欲が減退する可能性も高く、当該企業結合の競争に及ぼす影響が大きい。</u> 」
25	第4の2(1)カ 研究開発	研究開発が商品パイプラインに直接的な影響を及ぼす場合(農薬や製薬業界等)にのみ、企業結合の評価において研究開発が検討対象要素となると考えられることから、直接的には目的としていない基礎研究といった研究開発は含まれていないという理解で良いか。また、製品のプロトタイプを完成させるための研究開発と、プロトタイプが完成した後に量産化するための研究開発とでは、競争に及ぼす影響の具体性に大きな違いがあるため、「プロトタイプ完成後の	一般的に、当事会社の行っている研究開発が商品化に近い場合に、競争上問題となり得るケースが多いと考えられますが、競争上問題となり得るのは必ずしもそのような場合だけに限られるものではありません。 また、本記述は水平型企業結合による競争の実質的制限の考え方を示したものであり、各当事会

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		<p>量産化のための研究開発」を研究開発の具体例として明記するなどすれば、事業者にとっても企業結合審査の過程で注意を要する段階を理解することができ、非常に有益である。さらに、上市の予定時期が決まっているか、それがいつであるかも重要なメルクマールとなるため、上市の見込時期に関する記載を設けることや上市の予定時期との関係で明確に除外できる範囲を企業結合ガイドライン上も明記し、同一の一定の取引分野において実際に競合する場合について記述したものであることを明確にされたい。</p> <p>(団体, 弁護士)</p>	<p>社の財・サービスが同一の一定の取引分野において競合する場合について記述したものであることは自明です。</p>
26	第4の2(1)カ 研究開発	<p>各当事会社が競合しない財・サービスの研究開発を行っている場合や、各当事会社が競合する財・サービスの研究開発を行っているが研究開発の成否や成功した場合の適用・応用分野が必ずしも明らかでない場合、「潜在的競争者との企業結合」の観点で分析を行うのか。</p> <p>(個人)</p>	<p>各当事会社が競合しない財・サービスの研究開発を行っている場合や、各当事会社の財・サービスの研究開発が成功した場合の適用・応用分野が明らかでない場合は、「潜在的競争者との企業結合」と整理されます。</p>
27	第4の2(1)カ 研究開発	<p>「一方当事会社がある財・サービスを市場に供給しており、これと競合する財・サービスを他方当事会社が研究開発を行っている」という場면을挙げているが、潜在的競争者の買収の場面に非常に類似しているように見える(唯一タイミングだけが異なる)。</p> <p>しかし、将来の競合については、「潜在的競争者との企業結合」(第6の2(2))の項目でも記載があり、「研究開発」と「潜在的競争者との企業結合」とがそれぞれ防止を意図している競争への影響は同じと見受けられるところ、なぜ別々の基準を設ける必要があるのかが明らかではない。明確性の観点からは、これらを統合するか、又</p>	<p>一方当事会社が他方当事会社の商品市場への参入に向けて、研究開発を行うなどの具体的な動きがある場合には、水平型企業結合として整理し、そうでない場合には、混合型企業結合として整理して記述しています。</p>

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		は相互の関係について説明するべきある。 (団体, 弁護士)	
28	第4の2(1)カ 研究開発	スタートアップ企業の研究成果を対象に企業結合が行われ, その結果よりよい優れた商品やサービスが生まれ出されるといった肯定的な面や研究開発企業の企業結合による効率化等による競争へのプラスの効果も考慮することを明記すべきである。 (団体)	研究開発を行っているスタートアップ企業との企業結合により, 効率化等の競争へのプラスの効果が生じる場合, 企業結合ガイドライン第4の2(7)「効率性」の項に則し, 個別具体的な事例に即して適切に判断してまいります。
29	第4の2(1)カ 研究開発	今回新規追加された企業結合上の研究開発の評価につき, 例えば将来革新的な新技術が導入され, 新たな市場創出を目指して企業結合が行われる場合など, 現状の市場を前提に定型的な評価をすることが必ずしも適当ではないケースも想定されます。このような定型的ではないケースも想定していることを追記いただければと考えます。 (法人)	御指摘のようなケースがあれば, 個別具体的な事例に即して適切に対応してまいります。
30	第4の2(1)カ 研究開発	研究を行う企業にとっても商品化の将来予測は困難であり, 「財・サービスの研究開発」のマーケットへの影響は未知数であるにもかかわらず, あらかじめ分析し, 一律に適正な評価を行うことはほとんど不可能に思える。そこで, 事業者の予測可能性を担保するため, どのような審査方法を考えているのか具体的に示すべきである。 (団体)	研究開発を行う会社との企業結合について, 個別具体的な事例に即して判断していくこととなります。具体例については, 過去の公表事例(例えば, 武田薬品工業株式会社によるシャイアー・ピーエルシーの株式取得[平成30年度における主要な企業結合事例・事例3])などを御参照ください。また, 今後も他の事業者の参考となる審査結果については, 事例集等で公表してまいります。
31	第4の2(1)カ	研究開発は特許やノウハウに直結するため, 相談・審査過程にお	独占禁止法第39条により, 公正取引委員会の委

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
	研究開発	<p>いても秘匿性の保障が不可欠であり、当事務所が秘密として取り扱っている技術資料を公正取引委員会に提出することで、国内外における行政庁の情報公開請求や裁判上の情報開示請求のリスクにさらされる懸念もあるため、手続上最大限配慮される旨を明確にされたい。</p> <p>(団体)</p>	<p>員長、委員、職員等は、その職務に関して知得した事業者の秘密を他に漏し、又は窃用してはならないとされています。また、国家公務員法第100条により、職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならないとされています。</p>
32	第4の2(1)カ 研究開発	<p>当事務所であっても、研究開発段階では特性・特徴・販売規模などはまったく不確定の状況であり、競合する程度が高いと見込まれるか否かは不明であり、また、競合する程度が高いとはどの程度を意味するのかといった点が不明確である。</p> <p>また、「意欲」という主観的な判断要素を設定することは、競争事業者等が意欲が減殺されたと主張すれば認められてしまう傾向にあり、判断基準としては極めて曖昧であるため、「意欲」という判断要素から客観的な経済分析を用いた研究開発事業への影響を勘案することが望ましく、記載を修正すべきであると考えます。</p> <p>公正取引委員会が技術面や将来性について正しく評価し、「意欲の減退」や「競合する程度が高いと見込まれる」と評価できる体制にあるか疑問であるため、公正取引委員会は特定の市場における競争に影響することを示す具体的な証拠を提示し、かつ対象の研究開発が「競合する程度が高いと見込まれるとき」に該当することを示す証拠を提供すべきである。</p> <p>(団体、弁護士)</p>	<p>当事務所の研究開発の結果どのような財・サービスが開発されるか不明である場合に、当事務所の財・サービスが競合する程度が高いと判断されることはありません。また、当事務所間で競合する程度が高いと見込まれる点について、当委員会が立証責任を負っています。</p> <p>また、企業結合ガイドラインの該当部分では、企業結合により当事務所の研究開発の意欲が減退する可能性について検討するものであるため、競争事業者の研究開発の意欲の減退は無関係であり、また、競争事業者が当事務所の研究開発の意欲の減退を主張しても、その主張が直ちに受け入れられるものではありません。</p>

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
33	第4の2(1)キ 市場の特性	<p>直接ネットワーク効果および間接ネットワーク効果が競争に与える影響も踏まえて判断するとの記載があるが、当事会社にとってこれらの効果はシナジーに関することであり、企業結合審査の申請時点では定量的に示すことは難しく、当事会社に過大な負担を課すものとなりうるため、具体的に、企業結合が競争に与える影響についてどのように判断するのか明らかにされたい。</p> <p>また、意見募集時の改定案（別紙1）P22, 29において例示されている「ネットワーク効果」「スイッチングコスト等」について、その「効果」や「コスト」とはどのようなものを指し、どのような基準に基づき判断されるのか明らかにされたい。</p> <p>（団体）</p>	<p>ネットワーク効果やスイッチングコストが競争に与える影響については、個別具体的な事例に即して適切に判断し、他の事業者の参考となる審査結果については、事例集等で公表してまいります。</p>
34	第4の2(1)キ 市場の特性	<p>ネットワーク効果は、プラスの効果だけではなく、マイナスのネットワーク効果（プラットフォームにおいて一部のユーザーを失うことで他のユーザーも退会し、それによりさらに多くのユーザーが退会することが続くことにより、急激にユーザー基盤を失わせる方向に作用すること）の影響も受けることから、ネットワーク効果はプラスにもマイナスにも働き得ることを本ガイドライン（案）において明確に言及し、ネットワーク効果にはユーザーを失わせる方向に作用するおそれがあることにも配慮した審査を行っていただきたい。</p> <p>（団体、弁護士）</p>	<p>通常、水平型企业結合によって需要者は増加するため、プラスのネットワーク効果を考慮することになりますが、それでも企業結合により御指摘のようなネットワーク効果が働くような場合は、個別具体的な事例に即して適切に判断してまいります。</p> <p>なお、ネットワーク効果により、垂直型企业結合の顧客閉鎖のインセンティブが弱まる点については、企業結合ガイドライン第5の2(2)ア(イ)に記載したとおりです（なお、当該記述については、明確化の観点から文言の修正を行っています。）。</p>

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
35	第4の2(1)キ 市場の特性	<p>マルチ・ホーミングの競争促進効果への言及がないため、マルチ・ホーミングは、強いネットワーク効果が認められる市場においても切替えや参入を促進し得るという点についても記載すべきである。</p> <p>また、マルチ・ホーミング以外にも、ネットワーク効果の影響を減殺し得る要素（例えば、ネットワークの輻輳（渋滞）の存在や、プラットフォームが提供するサービスが競合事業者の提供するサービスと差別化されている場合、ユーザーの範囲が一定程度限定されるため、ユーザーが無制限に拡大することにはならないといったこと）が存在していることについても記載いただきたい。</p> <p>（団体、弁護士）</p>	<p>御指摘のとおり、マルチ・ホーミングの場合、直接ネットワーク効果があっても参入が可能となるといった側面があることから、シングル・ホーミングの場合にはマルチ・ホーミングの場合と比較して、直接ネットワーク効果が競争に与える影響は大きいと考えられる旨記載したものです。</p> <p>また、ネットワーク効果の影響を減殺し得る要素の代表例として、マルチ・ホーミングについて記載しており、その他の要素についても個別具体的な事例に即して適切に判断してまいります。</p>
36	第4の2(1)キ 市場の特性	<p>ネットワーク効果が認められる市場であってもその効果の強度及び方向性次第では伝統的市場と同様の分析が妥当する場合もある旨を米国最高裁が近時述べたことに照らすと、本ガイドライン（案）においてもそのような可能性があることについて言及すべきである。</p> <p>（団体、弁護士）</p>	<p>ネットワーク効果の強度や方向性を踏まえつつ、個別具体的な事例に即して適切に判断してまいります。</p>
37	第4の2(1)キ 市場の特性	<p>ネットワーク効果が関係する企業結合は、当該プラットフォームにより多くの顧客を引き付け得ること、又は、当該プラットフォーム上の顧客がより幅広いグループのユーザーとやり取りすることを可能にし得るところ、このようなネットワークの成長は消費者の利益を高めることにつながるものとする。また、改定案にて追加された第4の2(1)キ「市場の特性」では、直接ネットワーク効果や間接ネットワーク効果により「商品の価値」が高まると述べられており、「商品の価値」とは需要者にとっての価値であることから、価格</p>	<p>ネットワーク効果により需要者の厚生が増大する場合には、個別具体的な事例に即して適切に判断してまいります。</p>



No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		<p>を一定とすれば商品の価値が高ければ需要者の厚生が増大するため、改定案ではネットワーク効果が需要者の厚生を高める可能性を指摘している。</p> <p>そこで、ネットワーク効果をもたらす影響について判断する際には、第4の2(1)キ「市場の特性」にてネットワーク効果を需要者の厚生を増大させ競争を促進させ得る要素として考慮することを明記するか、あるいは、第4の2(7)「効率性」にネットワーク効果による「需要側の効率性」について明記するか、いずれかの対応をとるべきである。</p> <p>(法人、団体、弁護士、学者)</p>	
38	第4の2(1)キ 市場の特性	<p>デジタルサービスのネットワーク効果やスイッチングコストを分析する際には、ユーザーの実利用の観点も踏まえて、実質的な競争が働く環境かどうかまで踏み込んで分析する必要があり、デジタルサービスについては最新の企業結合審査結果の集積のみならず、海外制度・事例の動向を定期的にモニタリングし、反映すべきである。</p> <p>また、規制は極力シンプルにするとともに、企業結合を検討する事業者が、本指針について十分な理解が得られるように、パターン化した図表なども活用し、分かりやすい形で周知・徹底すべきである。</p> <p>(団体)</p>	今後の参考とさせていただきます。
39	第4の2(9) 一定の取引分野の規模	<p>本改定案に明記されたことは評価できる。</p> <p>地域的に特定業種の企業が存在することが難しい場合や、大規模な自然災害への救済的対応のように、需要者に安全に商品、サービスを継続して提供するには企業にも一定の体力が必要であるため、過度に企業を分割して体力をそぐようなことをすれば、異常事態に需</p>	賛同の御意見として承ります。

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		<p>要者を救済するような対応ができなくなり、結果的に需要者の生活に悪影響を与えることが懸念される。この項目の「規模」をさらに柔軟に、より大きな規模も認めるよう検討していただきたい。また、今後、これに該当する事例が増えていくものと思われることから、相談事例集等によって、その具体例を明らかにしていくことを期待する。</p> <p>(法人、団体、弁護士)</p>	
40	<p>第4の2(9) 一定の取引分野の規模</p>	<p>第4の2(9)は企業結合により1社になる場合のみに適用されるのではないという理解でよいか。仮に、第4の2(9)は企業結合により1社になる場合のみに適用されるとすると、一定の取引分野の規模が十分に大きくないにも関わらず、企業結合により1社にならないという理由で、第4の2(9)は適用されず、より条件の厳しい第4の2(8)で勘案せざるを得なくなる。企業結合後も複数事業者が存在した方が競争に与える影響は通常は小さいと考えられるので、これは比例原則に反することにならないか。</p> <p>(個人)</p>	<p>企業結合ガイドライン第4の2(8)「当事会社グループの経営状況」は、複数の事業者による競争を維持することが可能な状況において、一方当事会社の経営状況が悪化した場合に、当該一方当事会社を企業結合により救済する場合の考え方を示しているのに対し、同(9)「一定の取引分野の規模」は、複数の事業者による競争を維持することが困難な場合の考え方を示したものであるという点で、両者は視点が異なります。</p> <p>なお、企業結合ガイドライン第4の2(9)は、複数の事業者による競争が困難な場合であり、必然的に企業結合により1社になる場合にのみ適用されます。</p>
41	<p>第4の2(9) 一定の取引分野の規模</p>	<p>第4の2(9)記載の行為と競争法上の懸念という結果との間の因果関係が否定されるという理解それ自体は妥当と考えられる。</p> <p>しかし、「一定の取引分野の規模が十分に大きくなく」とあるが、HHI や届出基準を充足する企業結合の正当化に際し「規模」は通常不問であろう。</p>	<p>同上 (No.40 と同じ)。</p> <p>なお、企業結合ガイドライン第4の2(9)の場合において、企業結合と競争の実質的制限の間に因果関係がないことは御指摘のとおりです。</p>

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		<p>また、第4の2(9)は第4の2(7)及び(8)の補足として記載可能であり、新設する必要性が不明であり、第4の2(9)と、第4の2(7)及び(8)との整合性について疑問が残る。</p> <p>そこで、(9)の趣旨を有する明文を下記<math>\alpha</math>および<math>\beta</math>に分割記載する案を提示する。</p> <p>【<math>\alpha</math>】(9)は効率的な事業者に独占を許すため米国二〇一〇年水平型企業結合 GL 三頁 Efficiencies almost 以下を意識した現行 GL 第4の2(7)第三段落のなお書と抵触し得るが独占等の阻止よりも競争圧力により発生する有効競争の確保が重要ゆえ改定は許されよう。</p> <p>【<math>\beta</math>】同なお書がある効率性の抗弁と読み比べると独占が正当化され易いとも読み得る破綻会社の抗弁に関する記載部分にはそのような安易な解釈に釘をさすべく同(8)アおよびイと同等の格すなわち、もしくは、それが抗弁としての独自性を認めると誤解される懸念がある場合はアおよびイの補足説明として各個別に新しい段落を追記。また、同抗弁による正当化は例外と明示し、かつ、問題解消措置による処理との間で整合性をとるべきである。</p> <p>また、分割記載されないとしても、題目部分を「(9)回復すべき失われる競争が存在しない場合」と改め、また、本文部分は、伴って、「企業結合がなくても複数の事業者による競争を維持することが困難な場合には、回復すべき失われる競争が存在しないと評価できるため、当該複数の事業者が企業結合によって1社となったとしても、当該企業結合により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと通常考えられる。」とすべきと考える。</p>	

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		(個人)	
42	第4の2(9) 一定の取引分野の規模	<p>「効率的な事業者であっても採算が取れないほど一定の取引分野が十分に大きくなく、複数の事業者による競争を維持することが困難な場合」とは、そのような市場において事業者の経営状況が悪化し、一部の事業者の退出が不可避であるような場合と考えられることから、「(8) 当事会社グループの経営状況」と同様の論点について述べていると思われる。</p> <p>このように、同様の論点を述べているにもかかわらず、「(8) 当事会社グループの経営状況」においては、競争を実質的に制限することとはならないと判断できる場合の経営状況について、近い将来の破綻が明らかである状況を示しているのに対し、本項目は必ずしも現状において破綻に近い状況まで経営状況が悪化していることを示唆するものではないため、経営悪化を理由とする企業結合を安易に許容するとの批判を招く可能性があると思われる。</p> <p>したがって、(8) 当事会社グループの経営状況との整合性、および本項目の趣旨に鑑みて適用可能な状況を明確化する目的で、(8) 当事会社グループの経営状況のイ②の「・・・蓋然性が高いことが明らかかな場合において」の後に「(注〇〇) 現状では継続的に大幅な損失を計上するなど著しい業績不振までに至っていない場合であっても、一定の取引分野における需要者の減少や産業構造の変化などを通じた市場規模の縮小により、企業結合がなければ一方当事会社ま</p>	同上 (No.40 と同じ)。

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		<p>たは一方当事会社の事業部門が近い将来において市場から退出する蓋然性が高く、かつ、合併等が利用者の利益の増進に資すると認められるものである場合も含まれる。」を加えることを提案する。</p> <p>(法人)</p>	
43	<p>第4の2(9) 一定の取引分野の規模</p>	<p>第3(「競争を実質的に制限することとなる場合」)の内容に照らし合せたとき、第4の2(9)で想定しているような企業結合が、競争を実質的に制限することとはならないとは到底考えられない。ガイドライン上で「競争を実質的に制限することとはならない」と明記することは、企業結合後における価格引上げ等の可能性を否定することと同義であり、レメディとしての価格規制等の必要性をも否定することに繋がりがかねないため、企業結合によって競争が実質的に制限される可能性を認めつつ、価格規制など独占禁止以外の手段によって、企業結合後の価格引上げ等を防止する必要があることを明記すべきである。又は、(9)の最後に、少なくとも「ただし、このような場合であっても、生じ得る問題を解消する措置が必要と認められるときには、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなると判断されることがある。」などの文言を追加すべきである。</p> <p>(学者)</p>	<p>同上(No.40と同じ)。</p> <p>なお、企業結合ガイドライン第4の2(9)の場合、企業結合と競争の実質的制限の間に因果関係がないため、当該企業結合により競争を実質的に制限することとはならず、競争の実質的制限を解消する措置が採られなければ独占禁止法に違反すると判断されるものではありません。</p>
44	<p>第4の2(9) 一定の取引分野の規模</p>	<p>「複数の事業者が事業活動を行うと、効率的な事業者であっても採算が取れないほど一定の取引分野の規模が十分に大きくなく、企業結合がなくても複数の事業者による競争を維持することが困難な場合」への該当性の判断にあたっては、将来における採算も当然に考慮の対象となるとの理解でよいか。</p>	<p>将来における状況について十分な証拠に基づき適切に予測できるのであれば、当然考慮の対象となります。</p>

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		(団体)	
45	第4の2(9) 一定の取引分野の規模	「1社となったとしても、当該企業結合により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと通常考えられる」はかなり強い書き振りになっているが、規模の大きさと一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるかどうかは無関係である。仮に、「合併等が利用者の利益の増進に資すると認められるものである」場合などを念頭に置くのであれば、その旨、言及すべきである。 (学者)	企業結合ガイドライン第4の2(9)の場合、企業結合と競争の実質的制限の間に因果関係がないため、当該企業結合により競争を実質的に制限することとはなりません。
46	第4の2(9) 一定の取引分野の規模	事業者の予見可能性を高める観点から、「企業結合がなくても複数の事業者による競争を維持することが困難な場合」の具体例についても明記すべきである。 (団体)	企業結合がなくても複数の事業者による競争を維持することが困難な場合の具体例については、過去の公表事例（株式会社ふくおかフィナンシャルグループによる株式会社十八銀行の株式取得〔平成30年度における主要な企業結合事例・事例10〕）を御参照ください。また、今後も他の事業者の参考となる審査結果については、事例集等で公表してまいります。
47	第5 垂直型企業結合による競争の実質的制限、 第6 混合型企業結合による競争の実質的制限	垂直型企業結合と混合型企業結合とを別々に章立てをして競争分析の考え方を詳細に記述することに賛成する。 (学者)	賛同の御意見として承ります。

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
48	第5 垂直型企業結合による競争の実質的制限, 第6 混合型企業結合による競争の実質的制限, 第5の2(3) 競争圧力等の考慮	<p>垂直型や混合型の企業結合において、競争制限効果の解説が詳細になったことは望ましいが、同時に、垂直型企業結合は、垂直型企業結合による有害な閉鎖効果を上回る最終消費者に便益をもたらす得る可能性があるため、公取委が垂直型企業結合に当たっての考慮点や評価を助けるようなガイダンスを企業にどう提供し得るか検討されることを推奨し、垂直型企業結合の効率性を示す経済学文献に照らすなどして、垂直型・混合型企業結合の競争促進効果の側面についても考慮することが記載されるべきである。</p> <p>改定案では、第5の2「(3)競争圧力等の考慮」で、「～のほか、前記4の2(1)～(8)の各判断要素について～判断する」と記載があるため、水平型企業結合の競争促進効果の(7)効率性の種類については、一部検討されるものと考えられる。他方、垂直型企業結合の効率性には、二重マージンの問題解決、取引費用の低下など、水平型企業結合に代表される効率性にとどまらない効率性の種類があるため、その点を追加して記載するべきである。</p> <p>(法人、団体)</p>	<p>垂直型・混合型企業結合において競争促進効果が生じる場合、企業結合ガイドライン第5の2(3)又は第6の2の(3)「競争圧力等の考慮」等で引用する第4の2(7)「効率性」の項に則し、個別具体的な事例に即して適切に判断してまいります。</p>
49	第5 垂直型企業結合による競争の実質的制限	<p>通常は、垂直型企業結合は競争を実質的に制限することとならず、また反競争的行為を行うインセンティブにも乏しいと考えられるところ、これらの点を改定案においても明記すべきである。</p> <p>また、貴委員会が、当事会社が反競争的な市場閉鎖又は排除を行うインセンティブを評価する場合には、貴委員会は当該行為を通じた利益の増加を立証するなど、確かな根拠に基づき判断すべきである。</p> <p>(団体)</p>	<p>企業結合ガイドライン第5の1(1)に記載しているとおり、垂直型企業結合は、一定の取引分野における競争単位の数を減少させないので、水平型企業結合に比べて競争に与える影響は大きくありませんが、市場の閉鎖性・排他性、協調的行動等による競争の実質的制限の問題が生じる可能性はあります。</p> <p>なお、市場の閉鎖性・排他性のインセンティブ</p>

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
			の評価についても、引き続き、証拠に基づき適切に判断してまいります。
50	第5の1(2) 競争を実質的に制限することとならない場合	企業結合ガイドラインの改定案の(注10)は、同改定案(注5)を参照するものであるが、単に「参照」と記載されただけでは、同改定案(注5)が垂直型企業結合にどのように関係するのかが不明確である。 (弁護士)	御指摘を踏まえて、(注5)の記載を以下のとおり修正しました(下線は修正部分)。 「 <u>なお、後記第5の1(2)における競争を実質的に制限することとならない場合についても、同様の観点から、後記第5の2及び3の各判断要素に関する検討が必要となることがある。</u> 」
51	第5の2(1)ア(7) 投入物閉鎖を行う能力	検討対象となるデータを「取引され得るような」データとし、市場価値をもつデータ全般を広く対象に含めている。また、供給拒否の範囲が示されておらず、不開示データを引き続き競争者に開示しない、「消極的な不開示」をも含めて読むことができる。その場合、市場価値のあるデータを保有する企業を取得する際には、取得を機に従来不開示であったデータを開示する扱いを強制されることになる。「消極的な不開示」を含めないのであれば、規制の対象として想定しているのが「積極的な不開示」に限定される旨を一義的に理解できる文言に改めたり、「データが現に市場において取引されている場合」と改められるべきである。 (法人、団体、弁護士)	「取引され得るデータ」について、市場価値を持つデータ全般が広く含まれるものではなく、データが実際に取引される形態を備えているか、取引される蓋然性が高いのかといった点を踏まえて判断します。



No.	関係箇所	意見の概要	考え方
52	第5の2(1)ア(7) 投入物閉鎖を行う能力	データに関する投入物閉鎖について、データが市場で取引されていない場合や取引できない場合には企業結合審査においてどのように考えるのか。 (団体)	取引できないデータ等であっても、当該データが競争上重要なデータである場合には、当該データを有する会社との水平型・混合型企業結合により競争に与える影響の程度を検討する必要がある場合があります。
53	第5の2(1)ア(7) 投入物閉鎖を行う能力	「投入物閉鎖を行う能力」において、「なお、データが市場において取引され得るような場合に、」とあるが、ここでの取引とは、有償の取引のみ指すのか。 (個人)	有償取引のみではありません。
54	第5の2(1)ア(7) 投入物閉鎖を行う能力	運用指針案は複数の箇所、データの重要性について触れているが、データは常に競争上の懸念を引き起こすものではなく、競争業者は同一ではなくても類似したデータを収集すること、又は様々なデータを収集し、革新的な方法で使用する事が可能であるから、データへのアクセスが、必ず参入障壁となることや効率的な競争を阻害するとは言えない。また、いわゆる「ビッグデータ」は日々進化している概念であり、個別具体的な案件における重要度は、個別の事実関係に大きく依存するため、データに対する評価は個別かつ事案ごとに慎重に行われるべきことが明確化される必要がある。 (団体、弁護士)	個々のデータの固有の特徴を踏まえつつ、個別具体的な事例に即して適切に判断してまいります。
55	第5の2(1)ア(7) 投入物閉鎖を行う能力	投入物閉鎖の対象となり得る重要な投入物はデータ以外にも数多く存在しており、個別具体的な案件においてはこれら川上・川下市場に存在する様々な要素が関連性を持ち、また、潜在的な競争者の分析の際の考慮要素となり得る。データだけを取り上げて長々と論じ、その他の要素については触れたとしてもごく簡単に触れるに過	賛同の御意見として承ります。

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		<p>ぎないとすれば、バランスを欠くだけでなく、重要な論点を検討する際にデータが他の投入物より重要性が高いとの誤解を招くおそれすらあり適切ではない。この点、垂直型企業結合における単独行動による競争の実質的制限について定める本ガイドライン（案）の記述は、データを唯一の要素ではなくあくまで考慮され得る要素の一つとして捉えているようであり、このような考え方は OECD の最近の報告書（Vertical Mergers in the Technology, Media and Telecom Sector）の議論にも沿い相当である。</p> <p>（弁護士）</p>	
56	第5の2(1)ア(7) 投入物閉鎖を行う能力	<p>垂直型及び混合型企業結合についての項目で、データは商品・資産の代表例として言及されているが、データは、一般に、企業結合審査の一環として分析されるその他の商品／資産と異なる扱いをすべきではなく、データの例を使って説明している経済的概念はその他の有形無形の資産と何ら違いが無いことを明瞭に提示するよう推奨する。</p> <p>（団体）</p>	<p>近年、デジタル分野の企業結合案件に的確に対応する必要性が高まってきていることから、今回データに係る記述を追記したものです。データと他の資産は、投入物という共通の側面を持つ一方、それぞれの資産に固有の特徴もあることから、各資産の固有の特徴も踏まえつつ、個別具体的な事例に即して適切に判断してまいります。</p>
57	第5の2(1)ア(7) 投入物閉鎖を行う能力	<p>「データが市場で取引されている場合に」競争上の重要なデータに関する潜在的な投入物閉鎖の懸念を検討することを提案する場合は、一般的に「データが市場で取引されているデータ」をデータ以外の商品と区別すべき理由についても明確化すべきである。</p> <p>（団体）</p>	同上。

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
58	第5の2(1)ア(7) 投入物閉鎖を行う能力	データや知的財産権の保有者がこれを第三者に提供するかどうかは原則として自由に判断できるのであって、通常の原材料や部品などと同様に投入物閉鎖が問題となるかのように理解される改正案の(注12)の記載は妥当ではない。 (弁護士)	通常の原材料や部品等であっても、第三者に提供するかどうかは原則として自由に判断できるものです。データや知的財産権であっても、他の投入物と同様に投入物閉鎖が問題となり得ます。
59	第5の2(1)イ 秘密情報の入手	川下市場における市場の閉鎖性・排他性の問題が生じる場合として秘密情報の入手について懸念を論じているが、当該懸念は、経済学的根拠を欠き、実際の実務においてどのように懸念が生じるのかについて明確性に欠けている。また、競争上の機微情報の反競争的な共有については、カルテル規制の範囲内で対応可能であるため、貴委員会は、なぜ情報の入手自体について、事前審査制度を用いて競争上の懸念を審査する必要があるのかを明確にすべきである。 (団体)	企業結合により、これまで入手ができなかった競争事業者の秘密情報を入手できるようになり、その情報を自己に有利に用いて競争事業者を排除する可能性は当然考えられます。また、秘密情報の入手により市場の閉鎖性・排他性の問題が生じる場合の具体例については、過去の公表事例(例えば、日立金属株式会社による株式会社三徳の株式取得〔平成29年度における主要な企業結合事例・事例2〕など)を御参照ください。
60	第5の2(1)イ 秘密情報の入手	秘密情報の保持に関しては、取引において重要な情報を交換する場合、目的外に利用できない守秘義務が課されることが通常であるうえ、不正競争防止法による一定の規制も存在する。 そこで、秘密情報の入手による競争阻害がどのような場面で生じるのか、事業者の予測可能性をより高めるといったガイドラインの趣旨を実現するためにこれらの点を明らかにされたい。また、例えばM&Aの場合で契約上の地位の移転があるとしても、取引先の情報を渡すには、当該取引先から承諾を得る義務を定めることも多いが、事業譲渡契約等に取引先から承諾を得る義務を定めていれば、秘密情報を入手することはないとして、問題は生じないと整理され得る	企業結合後に秘密情報が当事会社間で共有される蓋然性については、契約内容や法律上の義務等も考慮に入れつつ、個別具体的な事例に即して判断されます。

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		のか。 (団体)	
61	第5の2(1)イ 秘密情報の入手	企業結合後に秘密情報を入手することで市場の閉鎖性・排他性の問題が生じると考えられる場合、結合時点において採り得る問題解消措置には、具体的にどのようなことが考えられるのかを明らかにされたい。その上で、ファイヤーウォールが問題解消措置として機能すると判断される場合とそうでない場合についても記載されたい。 (団体)	これまでの事例では、問題解消措置として実効性のある情報遮断措置が採られることがありました。妥当な問題解消措置の内容については、個別具体的な事例に即して判断されます。
62	第5の2(2)ア(7) 顧客閉鎖を行う能力	意見募集時の新旧対照表 44 頁の下から 3 行目の「川下市場の閉鎖性・排他性の問題が生じる蓋然性が大きくなると考えられる。」の箇所における「川下市場」は誤りであり、正しくは「川上市場」ではないか。 (学者)	御指摘のとおり修正しました（下線は修正部分）。 「 <u>川上市場</u> の閉鎖性・排他性の問題が生じる蓋然性が大きくなると考えられる。」
63	第6 混合型企業結合による競争の実質的制限	法的原則のコンセンサス、混合型企業結合における害悪を示す一貫し査読された経済学の文献、及び、反競争的な混合型企業結合と競争促進的な混合型企業結合とを区別する分析的な枠組みがない限りは、公取委は企業結合ガイドライン改定案においてコングロマリット効果についての新しい議論を含めることは控えるべきであり、その代わりに、混合型取引から生じる反競争的な害悪を是正するため、事実全体についての慎重な経済分析に基づきなされる事後の執行権限に依拠すべきであることを推奨する。 (団体)	企業結合ガイドライン第6の1(1)に記載しているとおり、混合型企業結合は、一定の取引分野における競争単位の数を減少させないので、水平型企業結合に比べて競争に与える影響は大きくありませんが、市場の閉鎖性・排他性、潜在的競争の消滅、協調的行動等による競争の実質的制限の問題が生じる可能性はあります。

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
64	第6 混合型企業結合による競争の実質的制限	<p>混合型企業結合について、届出時には当事会社が予定していないようなことまでも公正取引委員会側が想定して審査することは、慎重に対応すべきである。実務上、審査するために公正取引委員会が当事会社に対してデータ等を求めても十分な回答、反証ができないと考える。</p> <p>(団体)</p>	<p>混合型企業結合についても、現実に生じ得る競争制限に対して、審査を行うものです。</p>
65	第6の2(1)ア 組合せ供給を行う場合	<p>当事会社が当該企業結合後にどのような商品を契約上組み合わせで供給するか、どのような価格設定をするかは未定である場合が多いため、組合せ供給によって市場の閉鎖性・排他性の問題が生じる蓋然性を判断する前に、組合せ供給が行われる「可能性」を考慮して企業結合を禁止することは過剰な事前規制となりかねない。</p> <p>また、契約上の組合せ及び価格による組合せによって競争を実質的に制限する場合は、排除型私的独占又は不公正な取引方法の抱き合わせ販売等の問題として事後的に対処することにより、当該組合せ供給の具体的な態様、その時点における市場の競争状況等を踏まえて競争制限効果を検討して適切に対処できるため、企業結合審査の時点で予め市場の閉鎖性・排他性の問題を考慮する必要性は乏しい。</p> <p>よって、「組合せ供給」の定義は技術的組合せに限定するべきである。</p> <p>(弁護士)</p>	<p>契約上の組合せや価格による組合せが事後的に独占禁止法に違反するおそれがあるとしても、組合せ供給が実際に違法とされる蓋然性も考慮に入れた不利益を組合せ供給による利益が上回る場合には、混合型市場閉鎖が行われるインセンティブがあることとなります。このため、単に独占禁止法の事後規制の可能性があるという理由で、これらを組合せ供給の範囲から除外することは適当ではありません。</p>

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
66	第6の2(1)ア 組合せ供給を行う場合	<p>価格による組合せ供給によって市場の閉鎖性・排他性の問題が生じる場合とは、どの程度の低い水準の価格を設定すれば市場の閉鎖性・排他性の問題が生じるか（又はその判断要素）を相当程度具体的に明らかにすべきである。</p> <p>また、改定案第6の2(1)アの第4段落に規定されている「市場における地位が相当程度高」とは、流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針における「市場における有力な事業者」と同程度の市場シェアを有していることを意味するのかなど、流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針における「市場における有力な事業者」との関係性を明らかにされたい。</p> <p>さらに、組合せ供給によって市場の閉鎖性・排他性の問題が生じる蓋然性が小さくなる場合も具体例として規定すべきである。</p> <p>（弁護士）</p>	<p>価格による組合せ供給によって市場の閉鎖性・排他性の問題が生じる場合について、個別具体的な事例に即して判断されます。</p> <p>また、流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針は、不公正な取引方法（独占禁止法第19条）に係る考え方を示したものであり、企業結合に関する考え方をそのまま当てはめることは必ずしも適切ではありませんが、一定程度参考となるものと考えます。</p>
67	第6の2(1)ア 組合せ供給を行う場合	<p>組合せ供給について、それに便益を感じる需要者も少なくなく、効率化等による競争促進効果も生じ得るといえるので、審査においてこのような点も考慮する旨を記載すべきである。</p> <p>特に、価格による組合せ供給は効率性の向上が価格に反映されて消費者の利益に資するため、企業結合による効率性の向上を商品の価格に反映した場合など、当事会社の商品をそれぞれ単独で供給する場合の価格の合計額を下回る価格を設定することが正当化される場合があることを明示すべきである。</p> <p>（団体、弁護士）</p>	<p>企業結合により効率性が向上するのであれば、企業結合ガイドライン第6の2(3)で引用する第4の2(7)「効率性」の項に則し、個別具体的な事例に即して適切に判断してまいります。</p>

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
68	第6の2(1)ア 組合せ供給を行う場合	市場閉鎖の不利益と便益のバランスを見て、利益があると考えられる場合に、市場閉鎖のインセンティブが生じるという説明が行われていないので、追記が必要である。  (法人)	企業結合ガイドライン第6の2(1)アにおいて、混合型市場閉鎖を行うインセンティブがあるか否かを考慮して検討する旨記載しています。また、市場閉鎖により当事会社グループとして新たに得られる利益が失う利益よりも大きいときに、市場閉鎖のインセンティブがあることは、垂直型企業結合の部分の記述(第5の2(1)ア(イ))のとおりです。組合せ供給によって当事会社グループの利益が増加する可能性が高くなると考えられる場合の具体例については、企業結合ガイドライン第6の2(1)アの「また」から始まる段落に記載したとおりです。
69	第6の2(2) 潜在的競争者との企業結合	「有力な競争者」の判断について、新たな基準を提案するのであれば、その必要性・対象・判断方法を明らかにされたい。  特に、特定の商品市場と一方当事会社が有するデータの関連性が認められた場合に、その商品市場において、どの程度の競争力(市場シェア等)を有することが見込まれる場合に「有力な競争者」になると判断されるのかについても、基準を明らかにされたい。  (弁護士)	改定前の企業結合ガイドラインにおいても、潜在的競争者との企業結合によって新規参入の可能性を消滅させることを考慮する旨、記載されていますが、近年、スタートアップ企業等の買収に適切に対応することが求められていることから、今回詳細に記述したものです。  また、「有力な競争者」になると見込まれるか否かについては、個別具体的な事例に即して判断してまいります。

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
70	第6の2(2) 潜在的競争者との企業結合	<p>当事会社において具体的に参入計画もない場合とは、参入すれば「有力な」競争者になれるにもかかわらず、参入計画が具体化していないのであるから、そもそも参入することが何かしらの理由により不可能又は困難な場合であると考えるところ、当事会社において具体的に参入計画もないが、有力な競争者となることが見込まれるという状況の現実的可能性を示す具体的証拠や経済実態が示されず、このような記載を盛り込むことは、不適切である。特に、全く参入の意思のない企業について、貴委員会が当該考慮要素を検討して、有力な競争者になることが見込まれると判断することは、あまりにも当事会社の認識から離れており、貴委員会の当該判断が客観的に正確であることを担保することが困難であると考えられる。潜在的競争の基準はスタートアップを含めたエコシステムにおける競争活動や事業活動に影響しかねず、市場に参入する意思を全く持たない会社との企業結合も審査対象とすることは審査対象が広範過ぎ、基準が緩やか過ぎるため、潜在的競争者との企業結合に関する記載は撤回すべきである。</p> <p>また、事前規制としての企業結合規制は、事後規制が不十分である場合（近い将来に潜在的競争力が実現する現実的可能性があるもの）に限定すべきであり、全く参入の意思のない企業についてまで、「有力な競争者」となることを仮定するのは妥当ではないので、参入可能性で何らかの絞りを掛けるべきである。</p> <p>（団体、弁護士）</p>	<p>御指摘を踏まえて、以下のとおり修正しました。また、スタートアップ企業自身が参入する芽を摘む場合だけでなく、スタートアップ企業自身では参入が難しいものの第三者に買収されて参入する可能性がある場合に、その芽を摘むことも同様に競争に影響を与え得ることから、(注16)を挿入しました（下線は修正部分）。</p> <p>「混合型企業結合の一方当事会社（B社）が具体的な参入計画を有していないとしても、仮に他方当事会社（A社）の商品市場や地域市場への参入障壁が低いことなどにより、一方当事会社（B社）が当該市場に参入すること（注16）が可能であり、実際に参入した場合に他方当事会社（A社）の有力な競争者になることが見込まれる場合（注17）には、<u>そうでない場合と比較して</u>、当該企業結合が一方当事会社（B社）の新規参入の可能性を消滅させることによって競争に及ぼす影響が大きい。</p> <p>例えば、ある市場において既に事業を行う会社（A社）が、その事業を行っていないがデータ等の重要な投入財を有し、当該市場に参入した場合（注16）に有力な競争者となることが見込まれる会社（B社）と混合型企業結合を行うことにより、その会社（B社）の新規参入の可能性を消滅させ</p>



No.	関係箇所	意見の概要	考え方
			<p>る場合には、<u>そうでない場合と比較して、競争に及ぼす影響が大きい</u>（注18）。</p> <p>（中略）</p> <p><u>（注16）一方当事会社（B社）が単独で参入する場合のほか、一方当事会社（B社）が他の会社と企業結合を行った上で参入する場合を含む。</u></p> <p><u>（注17）一方当事会社（B社）等の参入の蓋然性や、実際に参入した場合に他方当事会社（A社）の有力な競争者になる蓋然性については、前記第4の2(3)も踏まえて判断する。</u></p> <p>（注18）データに限らず、知的財産権等の競争上の重要な投入財についてもデータの考え方に準じて判断する。」</p>
71	第6の2(2) 潜在的競争者との企業結合	<p>第三者による参入の競争への影響については、参入の計画や高い蓋然性を求める一方、当事会社に対しては潜在的競争力のみで競争への影響があるとするのは均衡を欠くことが明らかであるため、後者を競争の実質的制限の考慮に含めることができるのはあくまで例外的な場面にとどめるか、これら二つの基準を統一し、事業者の市場参入の可能性の評価について、一貫した考え方を提示すべきである。</p> <p>（弁護士）</p>	御指摘を踏まえて、上記（No.70）のとおり（注17）を挿入しました。
72	第6の2(2) 潜在的競争者との企業結合	<p>潜在的競争者（意見募集時の改定案〔別紙1〕P40, 49, 50, 52 参照）がスタートアップ企業に限定されるものかどうか（そもそも有望な技術を事業化できる可能性が高まるという点において、一般的には</p>	潜在的競争者については、スタートアップ企業に限定されるものではありません。

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		<p>規模の小さいスタートアップ企業を対象とした企業結合を念頭に置いたガイドラインを作成する必要があるのかも含め、定義を明らかにされたい。</p> <p>(団体)</p>	
73	第6の2(2) 潜在的競争者との企業結合	<p>当事会社(B社)が予定・計画していないことを、公正取引委員会が先回りして想定し「新規参入の可能性を消滅させる場合」と評価するような運用は、企業のイノベーションを阻害するおそれが高い。市場では次々と「競争力のあるデータ」が生まれており、さまざまな種類・規模のデータの有用性について、公正取引委員会が第6の2(2)記載の①から④に基づいても公正・適切に評価できるとは思われない。</p> <p>(団体)</p>	<p>今後とも、データの評価を含めて適切に判断してまいります。</p>
74	第6の2(2) 潜在的競争者との企業結合	<p>第6の2(2)記載の①～④の要素を、それぞれどのように検討、評価するのかを数値指標や具体例を使って御教示いただきたい。</p> <p>また、データの重要性との関係で、①～④の判断要素の例えばどれかが優先的に考慮されるといったことがあるのか御教示いただきたい。</p> <p>特に④について、安易に関連性が認められることになれば、様々な分野に应用可能性の高いビッグデータを有する会社などの「データ等の重要な投入財」を有する会社は、どのような市場との関係でも有力な競争者になる可能性があるため、企業結合による事業拡大は一切許されないという結論になりかねないため、データ等の重要な投入財」の特定の商品又は役務への有意性がどの程度具体的に検討されている段階にあれば関連性が認められるかを明らかにされた</p>	<p>データの競争上の重要性等の評価については、個別具体的な事例に即して判断してまいります。</p> <p>具体例については、過去の公表事例(エムスリー株式会社による株式会社日本アルトマークの株式取得〔令和元年10月24日審査結果公表〕)を御参照ください。</p> <p>なお、一方当事会社の有するデータが他方当事会社の商品市場に関連することのみをもって、データの競争上の重要性や有力な競争者となるかの評価を行うものではなく、データの取得により競争を実質的に制限することとなるという場合に限り、独占禁止法上問題となるものであるため、企</p>

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		い。 (団体, 弁護士)	業結合による事業拡大は一切許されないという結論にはなりません。
75	第6の2(2) 潜在的競争者との企業結合	混合型企業結合の一方当事会社の有するデータが、競争者による入手が妨げられるような性質のものであるか否か、及び、当該結合により競争者が入手可能なデータが減少するののかについて、証拠に基づき、具体的に判断すべきである。 (団体)	「競争者(X社)が入手可能なデータと比較して」という文脈で判断されます。また、今後とも、データの評価について、証拠に基づき適切に判断してまいります。
76	第6の2(2) 潜在的競争者との企業結合	第6の2(2)記載の①～④に、データの特徴として、データの多くは、急速に陳腐化し、あるいは様々なソースから入手することが可能であることや、個人情報保護法制に基づく制限等も踏まえた(投入財である)データの転用可能性/転用の容易さも追加すべきである。 (団体)	データの陳腐化については③の頻度で、様々なソースから入手することが可能であることについては「競争者(X社)が入手可能なデータと比較して」という文脈で判断されます。また、データが何らかの事情で当事会社間で転用できない場合は、データの集積が生じるとして問題となることはありません。
77	第6の2(2) 潜在的競争者との企業結合	第6の2(2)記載の①～④に、潜在的競争力の判断に当たり「B社による単独での(あるいはA社以外の企業と提携しての)参入の可能性(B社が有する投入財以外の要素による参入障壁の高低等)」や、データ等の利活用の方法、当該事業者が抱える人的資源、具体的な事業計画、資金調達の展望等についても記載すべきである。 また、審査の際に考慮され得るその他の投入財(例えば資本、労働、土地及び設備資産など)についても特定するとともに、本ガイドライン(案)がデータの評価に関し列挙する4つの観点(①ないし④)につき、あらゆる種類の投入財に一般的に適用できる形に修正すべきである。また、製造業などの伝統的産業を前提とする例	企業結合ガイドライン第6の2(2)では、近年、デジタル分野の企業結合案件に的確に対応する必要性が高まってきていることから、データの評価の主な考え方について記載したものです。その他の投入財やその他の考慮要素についても、個別具体的な事例に即して適切に判断し、他の事業者の参考となる審査結果については、事例集等で公表してまいります。 なお、御指摘のとおり、一方当事会社(B社)が他方当事会社(A社)以外の会社と企業結合を

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		示も追加されれば有益である。 (団体, 弁護士)	行った上で参入する可能性があることから, (注16)を挿入しました。
78	第6の2(2) 潜在的競争者との企業結合	大手企業がスタートアップ企業を買収することによって, 有望な技術の市場導入を早める可能性があるなどの競争促進効果も認められ得る。そこで, このような競争促進効果についても判断することを明示すべきである(第6の2(3)で引用されている第4の2(7)「効率性」において評価されるという整理であると思料するが, 明示的ではない)。 (団体)	競争促進効果が生じる場合, 企業結合ガイドライン第6の2(3)で引用する第4の2(7)「効率性」の項において評価を行います。
79	第6の2(2) 潜在的競争者との企業結合	第6の2(2)(潜在的競争者との企業結合)についても, データや知的財産権等の資産を有する事業者が, 企業結合ごとに毎回潜在的競争者についての検討を行わなければならないとすると, セーフハーバーを設けた意義が失われることになるから, 貴委員会が当事会社が高い潜在的競争力を有していることを示した場合に限って, 潜在的競争者との企業結合として検討することとすべきである。 (弁護士)	市場に参入した場合に有力な競争者となることが見込まれるかどうかについて, 当委員会が立証責任を負っています。
80	第6の2(2) 潜在的競争者との企業結合	誤解を生じさせないために「(2)潜在的競争者との企業結合」の記述全体を水平型企业結合の箇所に移すべき。 または, 市場集中規制としての混合型企業結合で問題となるのは, 参入計画の有無や新規参入の可能性が消滅するか否かなどにかかわらず, 一方当事会社が他方当事会社を取得することにより, 前者または後者が事業活動を行う市場において競争力が不当に高まり, 他の事業者に対する排除効果が生じて, 「一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合」などであるから, ②意見募集	一方当事会社が他方当事会社の商品市場への参入に向けて, 研究開発を行うなどの具体的動きがある場合には, 水平型企业結合として整理し, そうでない場合には, 混合型企業結合として整理して記述しています。

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		<p>時の改定案（別紙1）52頁前段の記述を削除し、「(2) 潜在的競争者との企業結合」の小見出しも「(2) 競争関係にない事業者の有する競争上重要な投入財の取得」などに変更して、52頁の「例えば、ある市場において既に事業を行う会社（A社）が、その事業を行っていないがデータ等の重要な投入財を有し…」以下の記述だけにするか、いずれかの修正をすることが考えられるのではないか。</p> <p>（学者）</p>	
81	その他	<p>デジタル分野の企業結合案件に的確に対応する必要性が高まってきていることから、今般、企業結合ガイドラインの改定を行うことに賛成する。</p> <p>（学者）</p>	賛同の御意見として承ります。
82	その他	<p>今回の企業結合ガイドライン改定は、従前のガイドライン策定時からの経済環境の変化を踏まえ、また、企業結合審査の事例の蓄積が進んだものも取り入れた適切なものと考えられる。改定内容も、内容のより明確化が図られており、的確な図を用いた分かりやすさの向上を達成された適切なものとして高く評価したい。</p> <p>（学者）</p>	賛同の御意見として承ります。
83	その他	<p>この度、公正取引委員会から公表された「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」改定案は、主としてデジタル産業の企業結合に関し、同委員会がどのように検討をするかを明らかにしており、有益な視点を数多く含むものである。</p> <p>（団体）</p>	賛同の御意見として承ります。
84	その他	<p>裁量的・介入的な運用となり、予見可能性を損なうことのないよう、裁量的な運用の防止措置や運用の透明性確保の措置を設け、事</p>	従来、デジタル関係の企業結合審査の考え方等が企業結合ガイドラインで明確化されておらず、

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		<p>業者の予見可能性を担保するため、改定案中、事業者にとって審査方法等が不明瞭な点を明確にするべきである。</p> <p>また、本改定案では、将来の事業計画や参入見込みも加味されることとされており、当事会社にとっての予測可能性が低いため、本改定案全般について、問題とならない事例を明らかにし、『データ』『知的財産権』『研究開発』などの当事会社の資産を「将来分も含めて」審査しているならば、将来分は不確定なものも多いところ、どのような判断基準で審査するのかについて、明確に規定すべきである。</p> <p>(法人、団体)</p>	<p>近年、デジタル関係の企業結合案件が増加してきていることから、この点を可能な限り明確化するために企業結合ガイドラインを改定するものです。</p> <p>市場における競争状況や企業結合が競争に与える影響は、個別事例ごとに千差万別であり、個別事例への企業結合ガイドラインの当てはめについては、過去の公表事例を御参照ください。</p>
85	その他	<p>改定案ではプラットフォームの企業結合に関する記述がなされているが、プラットフォームには消費者の利益に資する面もあるので、その点に配慮した改定内容としていただきたい。</p> <p>(団体)</p>	<p>企業結合による消費者の利益に資する面があれば、企業結合ガイドラインの「効率性」の項に則し、個別具体的な事例に即して適切に判断してまいります。</p>
86	その他	<p>現在の「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」に従って、日本における企業結合審査を実施することが十分に可能であると考えているところ、現行の運用指針が不十分であり改定を要する理由について、経済界及び法曹界に対して説明していただきたい。</p> <p>また、知的財産、研究開発、潜在的競争者などの記載は、デジタル分野の企業結合案件に的確に対応するという改定の趣旨を超えると考えられ、そのような記載を行う必要性や、記載内容の検討が十分にされていないのではないかとと思われることから、慎重な対応をお願いしたい。</p> <p>さらに、今後、積極的に内外へのコミュニケーションを取られることを期待したい。</p>	<p>従来、デジタル関係の企業結合審査の考え方等が必ずしも企業結合ガイドラインで明確化されておらず、近年、デジタル関係の企業結合案件が増加してきていることから、この点を可能な限り明確化するために企業結合ガイドラインを改定するものです。また、知的財産や研究開発、潜在的競争者の記述についても、デジタル分野の企業結合案件において問題となり得ることから追記を行いました。</p> <p>今後とも、当事会社等とコミュニケーションを取りながら適切に対応してまいります。</p>

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		(団体, 学者)	
87	その他	<p>そもそも運用指針の役割はその運用の明確化にあるところ, 原案によれば, 全体を通じて個別事案に基づきケースバイケースで判断される場合が多いように考えます。企業としては, 事前の判断基準となる運用指針の今後一層の充実化・明確化を望みます。</p> <p>(法人)</p>	個別事例の蓄積等を踏まえて, 今後も企業結合ガイドラインの充実化・明確化を図ってまいります。
88	その他	<p>データには様々なデータ(例:生データ, 派生データ等)があることから, ガイドラインがどの段階のデータを対象としているのか明記いただきたい。</p> <p>(法人)</p>	対象データの段階については, 特定の段階に限定するものではありません。
89	その他	<p>「プラットフォーム」とは, 主にGAFAを念頭に置いたものと思われるが, 定義を明確に置くべきである。たとえば, 代理店システムやPOSシステムを用いて情報管理をしている事業会社も「プラットフォーム」であると解釈されるのか明らかにされたい。</p> <p>(団体)</p>	プラットフォームとは, 企業結合ガイドライン第2の1に記載したとおり, 第三者にサービスの「場」を提供し, そこに異なる複数の需要者層が存在する多面市場を形成するものです。
90	その他	<p>「インターネット付随サービス」とは何を指すのかについて明らかにされたい。</p> <p>(団体)</p>	日本標準産業分類(平成25年10月改定)(平成26年4月1日施行)の「インターネット付随サービス業」におけるインターネットを通じた通信及び情報サービスを提供することです。
91	その他	<p>改定案では, 第6の2(2)の(注16)などにおいて, 知的財産権等もデータと同様の判断基準が適用されるとされているが, 多方面に応用可能性のある重要な知的財産権等を有している会社に企業結合を行うか否かの判断に対して強い委縮効果を与えることとなる。</p>	本改定案は, これまでの運用を明確化するものであって, これまでの運用を変更するものではありません。

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		(弁護士)	
92	その他	知的財産による権利行使は独占禁止法の適用除外であることから、(注5)(注12)(注16)の記載において、「知的財産権等の資産」要素が入ることについての理由及び例示の趣旨を明らかにされたい。 (団体)	適用除外は知的財産権の権利の行使と認められる行為を適用除外としているものです。企業結合審査では、企業結合前にはできなかった競争者排除等が、企業結合後に知的財産権の権利行使により可能となるおそれがないかどうかといった観点から審査するものです。
93	その他	ネットワーク効果は、多面プラットフォームやテクノロジー産業以外の多くの状況や部門に該当し得るため、ネットワーク効果に関連する経済学的概念は様々な事例に広範に該当し得ること、特定の部門や産業を前提とするのではなく必要に応じこれらの経済学的概念を適用することを明確にするよう推奨する。 (団体)	御指摘のとおり、ネットワーク効果は多くの部門や産業に該当するものであり、企業結合ガイドラインも特定の部門や産業を前提とするものではありません。
94	その他	ヤフー株式会社による株式会社一休の株式取得(平成27年度・事例8)において、株式取得後に、一休のオンライン旅行予約サービス業・オンライン飲食店予約サービス業において、ヤフーがインターネット広告業等の事業活動で得た消費者の購買行動等に関する情報を利用することが可能となることによる当事会社の事業能力が向上する可能性を検討している。この競争上の懸念は、今回の企業結合ガイドラインの改正ではどの部分に位置づけられるのか。意見募集時の新旧対照表41頁にはデータが市場で取引されている場合の他社へのデータ提供拒否が記述されているが、データが市場で取引されていない場合には企業結合審査においてどのように考えるの	当事会社の事業能力の向上が競争に与える影響については、企業結合ガイドライン第4の2(6)に記載の総合的な事業能力として検討します。



No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		か。 (学者)	
95	その他	<p>多角的企業結合を「一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる」という市場支配力基準で判断するならば、多くの場合、ドミナントなデジタルプラットフォームが有望なスタートアップ企業を買収するときであっても、競争の実質的制限のおそれありと認定することは困難ではないかと思われるため、多角的企業結合の市場集中規制を補う役割を担うものとして、一般集中規制が目ざされてよいのではないかと考える。</p> <p>(学者)</p>	<p>多角的企業結合を行うことにより、事業支配力が過度に集中することとなる会社は、独占禁止法第9条の規制対象となります。</p>
96	その他	<p>間接ネットワーク効果の評価や研究開発段階の競合の程度の評価等を行う際には、定量的な経済分析が検討されると考えてよいか。</p> <p>また、審査の透明性の確保のため、審査の各項目に関する具体的な評価方法として、アンケート調査や経済分析等の手法（例えばGUPPI等）を用いる可能性、経済分析に必要な資料・データの提示等について言及すべきである。</p> <p>(個人, 法人, 学者)</p>	<p>今後も、個別具体的な事例に即して適切に経済分析やアンケート調査を行ってまいります。また、個別事例での評価については、過去の公表事例を御参照ください。</p>

## 2. 「企業結合審査の手続に関する対応方針」について

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
1	6 (2) 買収に係る対価の総額が大きい企業結合計画	デジタル時代の企業結合の価値は、結合時点での売上高など、過去の財務情報などを基に推し量ることは難しい。買収会社は、被買収会社の現時点での業績への関心は低く、買収後に如何にイノベーションを創出するかに投資しているためである。また、企業の市場シェアが小さくても、データの独占により競争阻害が生じるおそれがある点に留意が必要である。そのため、将来的な価値を見越して設定された買収に係る対価の総額が大きい場合には、当事会社に資料等の提出を求め、企業結合審査を行うことには賛成である。 (団体)	賛同の御意見として承ります。
2	6 (2) 買収に係る対価の総額が大きい企業結合計画	届出不要企業結合計画について、公正取引委員会に事前に相談することが望まれる場合が具体化されることは、企業結合を計画する会社にとっての予見可能性を高めることになるから、賛成する。 (学者)	賛同の御意見として承ります。
3	6 (2) 買収に係る対価の総額が大きい企業結合計画	届出を行う必要がない企業結合計画を審査することや、事前相談がない場合に公正取引委員会が企業側に資料等の提出を求めることについて、具体的な法令上の根拠が存在するのであれば、明らかにすべきである。 (法人、団体)	独占禁止法第10条第1項(株式取得・所有)や第15条第1項(合併)等において、企業結合により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、当該企業結合を行ってはならないと規定されており、また、同法第17条の2(排除措置)において、同法第10条第1項等の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は同法第8章第2節に規定する手続に従い、排除措置を命ずることができると規定されており、企業結合が届出基準を満たすかどうかにかか

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
			ならず、審査を行うことが可能です。
4	6 (2) 買収に係る対価の総額が大きい企業結合計画	届出基準を満たさない企業結合も、競争の実質的制限が認められる場合には排除措置命令を行うことができる。しかし、届出基準を満たさない企業結合に対して、企業結合審査を「行うことができる」のではなく、「行う」ということを対外的に明言する今般の改正案は、法律が予定する自主的な届出制度を（部分的であるにせよ）変更するものであり、本来適法な行為である企業結合に対して萎縮効果をもたらすものと思われる。 (弁護士)	独占禁止法上、届出基準を満たさない企業結合であっても、上記（No.3）のとおり法律上審査可能であり、これまでも必要に応じて審査を行ってきています。 また、国内売上高が小さいものの、国内の競争に影響があり得るスタートアップ企業等の買収に適切に対応することが求められており、どのような場合に審査を行うか明確化するために記述を追記するものです。 なお、届出制度は自主的なものではなく、法律上の義務です。
5	6 (2) 買収に係る対価の総額が大きい企業結合計画	一定の条件を満たす企業結合について「相談することが望まれる」としているが、法改正ではなく、手続対応方針の改定を選択した趣旨・理由をお伺いしたい。法改正を待つまでもなく手続対応方針の改定により迅速に競争上の懸念を解消する企業結合規制の運用を行うことができる点は優れていると思われるが、事実上、独占禁止法の届出基準に該当しないものでも、企業に相談を強制する内容となっており、法的安定性を高めるためには、届出基準についての法改正を行った方が良いと思われる。届出基準の法改正は近い将来予定されているのか。 (法人、団体、学者)	法改正により届出を義務付けた場合の企業負担の増加等を踏まえ、当面、企業結合手続対応方針の改定により対応することといたします。 なお、相談は法律上の義務ではなく、あくまで任意であり、企業に相談を強制するものではありません。

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
6	6 (2) 買収に係る対価の総額が大きい企業結合計画	日本の独占禁止法に定められた既存の国内売上高基準が取引の日本市場に対する潜在的な影響を捉えるのに不十分だとする欠点は何かについては、改定案では、不明確なままになっている。  (団体)	独占禁止法の届出基準では、被買収会社の国内売上高合計額等が小さいものの、競争上重要な資産を有するなど高い潜在的競争力を有しており、国内の競争に影響を与え得る企業結合を届出により捕捉することができないという問題があります。
7	6 (2) 買収に係る対価の総額が大きい企業結合計画	改定案の基準を維持する場合、2つの重要な改定を推奨する。まず、公取委と当事者の双方の負担を削減するために、追加的な基準の意図は、(i)公取委が自主的に企業結合の審査をする可能性のある類型の届出不要企業結合計画であると当事会社が理解することを確保するためであり、(ii)当事会社に対して別添で指定された資料等を直ちに提出させるということよりも、クリアランスを求める機会について公取委に相談することを取引の当事会社に勧めるためであるということ、公取委が明確にすることを提案する。  (団体)	今回、企業結合手続対応方針を改定する趣旨は、届出不要企業結合計画のうち買収に係る対価の総額が大きく、かつ、国内の需要者に影響を与えると見込まれる場合には、企業結合審査を行う方針である旨を明らかにすること、また、同対応方針に示した目安を満たす場合には、同対応方針6(1)の相談を慫慂する旨を明らかにすることです。  また、その際に、審査に必要な資料について、当事会社に提出を求めることとなります。
8	6 (2) 買収に係る対価の総額が大きい企業結合計画	今回の改定案の趣旨は、主としてデジタル産業におけるスタートアップ企業の買収等に対応するためのものと認識しており、その必要性については理解できる。しかし、改定案の内容は、どのような場合に公正取引委員会に相談することが推奨されるのか等について不明確であり、企業結合に対する萎縮効果をもたらすことや、事業者の負担が増えることを懸念する。  また、法律上の届出基準は、届出が必要となる企業結合の基準として利用されるべきもので、それを下回る企業結合について当事会	相談が望まれる場合は、届出不要企業結合計画について、買収に係る対価の総額が400億円を超えると見込まれ、かつ、企業結合手続対応方針6(2)の①～③のいずれかを満たすなど当該企業結合計画が国内の需要者に影響を与えると見込まれる場合です。  また、相談は法律上の義務ではなく、あくまで任意です。

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		<p>社に負担を課すべきではない。</p> <p>(団体)</p>	<p>企業結合が届出基準を満たすことと企業結合が競争を実質的に制限することとの間には、直接的な関係はなく、届出不要企業結合計画でも国内の競争に与える影響について精査する必要がある案件については、審査を行います。</p>
9	<p>6 (2)</p> <p>買収に係る対価の総額が大きい企業結合計画</p>	<p>「国内の需要者に影響を与えると見込まれる」3つのハードルは極めて低く、国内企業の買収案件はおよそ全て「国内の需要者に影響を与えると見込まれる」に当たり、買収対価が400億円を超える案件がほぼ全て審査の対象になるのではないかと。そうだとすると、企業結合ガイドラインの存在趣旨を没却させ、企業側の予見可能性を著しく損なう。改定案のハードルは過度に低いものであり、「公正かつ自由な競争を促進し、事業者が自主的な判断で自由に活動できるようにする」独占禁止法の目的を損なう。成長戦略の考え方にも沿って、真に日本市場の競争を阻害するようなものに限定すべきである。</p> <p>(法人、団体)</p>	<p>国内売上高合計額200億円超の会社が、国内売上高合計額50億円超の会社と合併等する場合には、届出義務がかかります。国内企業を買収対価400億円超で買収する場合、ほとんどのケースで被買収国内企業の国内売上高合計額は50億円を超えているものと考えられ、この場合法律上の届出義務により届出が必要となり、今回新たに相談が必要となるものではありません。</p> <p>なお、企業結合が届出基準に該当するかどうかにかかわらず、企業結合審査の対象となり得るものであり、企業結合ガイドラインは、企業結合が届出基準に該当するかどうかに関係なく、当該企業結合により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるかどうかの考え方を示したものです。</p>
10	<p>6 (2)</p> <p>買収に係る対価の総額が大きい企業結合計画</p>	<p>相談が望ましいとされる届出不要企業結合計画の基準について、大手IT企業に買収されることをエグジット戦略の一環とする日本国外の新興IT企業が、日本における事業展開に関して消極的になってしまわないか懸念される。</p>	<p>届出不要企業結合計画について、国内売上高が小さいものの、国内の競争に影響があり得るスタートアップ企業等の買収に適切に対応することが求められており、どのような場合に審査を行う</p>

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		<p>また、市場シェアに関する（届出）基準が比較的低い我が国において、事前相談を求めることは、スタートアップ企業への機動的な資金供給を妨げる過剰規制にもつながり、このような規模の小さいスタートアップ企業買収案件まで、審査の対象とする必要が本当にあるかについて、立法事実を明らかにされたい。</p> <p>（団体、学者）</p>	<p>か明確化するために記述を追記したものです。</p> <p>なお、届出不要企業結合計画のうち、国内の競争に与える影響について精査するために相談を懲憑する目安として、客観的な指標を設定しましたが、これら指標に該当するものの国内の競争への影響がないことが容易に判断できるものについては、従前どおり迅速に審査を終えるものであるので、スタートアップ企業のエグジット戦略等を制約することにはならないと考えます。</p>
11	6 (2) 買収に係る対価の総額が大きい企業結合計画	<p>改定案には「買収に係る対価」との文言が使用されているが、企業結合審査は、独禁法上の企業結合規制に違反しないかを審査するものなので、「買収」は、現行の独占禁止法に定められた企業結合行為に限定されることを念のため確認したい。</p> <p>（団体）</p>	御指摘のとおりです。
12	6 (2) 買収に係る対価の総額が大きい企業結合計画	<p>届出不要企業結合計画のうち買収に係る対価の総額が大きく、かつ、国内の需要者に影響を与えると見込まれる場合には、企業結合審査を行うとしているが、ここでいう買収に係る対価の総額が大きいという点についても、原則として相談の基準である 400 億円を基準にするのであれば、その旨明示するべきである。</p> <p>（団体、弁護士）</p>	買収に係る対価の総額 400 億円は、相談を懲憑する目安として示したものであり、買収に係る対価の総額が 400 億円以下の場合であっても、国内の競争に与える影響について精査する必要がある場合には、審査を行います。
13	6 (2) 買収に係る対価の総額が大きい企業結合計画	<p>買収の対価の総額の基準については、主要なデジタル企業の存在する欧米と平仄を合わせるべきであり、400 億円という金額基準に賛成である。</p> <p>（団体）</p>	賛同の御意見として承ります。

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
14	6 (2) 買収に係る対価の総額が大きい企業結合計画	本事前相談基準により必要以上に広範に届出不要企業結合計画が貴委員会による審査に服さないよう、この「400 億円基準」の根拠及び妥当性について、明らかにすべきである。 (団体, 弁護士)	企業結合審査でいわゆる買収額基準を導入している国として、ドイツやアメリカなどがあります。 ドイツは、2017 年に買収額基準を新たに導入し、約 500 億円 (4 億ユーロ) としています。また、アメリカは、以前から買収額基準を導入しており、約 400 億円 (3.599 億ドル) としています。これら海外の基準を参考に、400 億円という額を設定しました。
15	6 (2) 買収に係る対価の総額が大きい企業結合計画	400 億円の基準について、M&A 市場の好不況、欧米の制度変更の動向や日本における事例の蓄積も踏まえ、必要に応じ、審査対象について見直しを実施すべきである。 (団体, 弁護士)	必要に応じて見直しを行ってまいります。
16	6 (2) 買収に係る対価の総額が大きい企業結合計画	本事前相談基準の適用対象となり得る「被買収会社」について、事業等の譲受の場合は事業等の譲渡をしようとする会社等の具体例はあるが、それ以外の場合の範囲等が明らかではない。 (団体, 弁護士)	企業結合計画の各種スキームにおいて、どの当事会社を「被買収会社」と考えればよいか判断に迷う場合は、個別に問い合わせいただくことが望ましいと考えます。
17	6 (2) 買収に係る対価の総額が大きい企業結合計画	買収手法ごとに買収対価の算定方法を明確化すべきである。また、買収価格が 400 億円を超えると「見込まれ」るのは、いつ、どのような算定基準により判断すべきか。 (団体, 弁護士)	400 億円という金額は、当委員会に相談することが望ましい場合の目安を示したものです。買収に係る対価の総額の具体的な値については、買収を計画している当事会社において通常当該総額を計算する時期やその算定方法に従い計算するものと理解しておりますが、その計算方法により 400 億円を超えるかどうか判断が分かれるような

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
			場合には、400億円を超えるものとして当該届出不要企業結合計画について当委員会に相談いただくことも一つの方法と考えられます。
18	6(2) 買収に係る対価の総額が大きい企業結合計画	「将来的に授受される予定の金銭等」の内容及びその算定方法について、明らかにされたい。 (弁護士)	契約等により、将来的に授受される予定の金銭等があれば、買収を計画している当事会社が合理的と考える手法によりその総額を計算するものと理解しておりますが、それらを含む買収に係る対価の総額が400億円を超えるかどうか判断が分かれるような場合には、400億円を超えるものとして当該届出不要企業結合計画について当委員会に相談いただくことも一つの方法と考えられます。
19	6(2) 買収に係る対価の総額が大きい企業結合計画	国内の需要者に影響を与えると見込まれる場合について、3要件が例示されているが、本要件に合致せずとも、影響を与えるケースがあり得ることに審査機関自身が留意するとともに、買収会社への啓発にも取り組むべきである。 (団体)	企業結合手続対応方針6(2)の①～③に合致せずとも国内の需要者に影響を与えるケースがあり得ることは御指摘のとおりであり、企業結合手続対応方針6(2)の①～③に合致しない場合であっても国内の競争に与える影響について精査する必要がある場合には、企業結合審査を行う方針である旨、(注7)に記載したとおりです。
20	6(2)①、②及び③ 買収に係る対価の総額が大きい企業結合計画	「国内の需要者に影響を与えると見込まれる」3つの要件が、なぜ国内の需要者に対する影響の指標となるのか。国内の需要者に影響を与えるというためには、①～③の要件はハードルが低すぎると考える。これらの要件は、経済界に対して不確実性の上昇をもたらすだけでなく、貴委員会が効率的かつ効果的に相談に対応し、情報	企業結合手続対応方針6(2)の①～③は、国内需要者への影響を当委員会が効果的に捕捉する観点から設定したものです。



No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		提供要請に対する回答を検討することへの負担を飛躍的に高めることになる。 (団体)	
21	6 (2) ①, ②及び③ 買収に係る対価の総額が大きい企業結合計画	①及び②は基準が曖昧である上、「当該届出不要企業結合計画が国内の需要者に影響を与える」場面とはいえないから、③の基準を要件とし、①及び②は削除すべきである。 ①は、研究開発拠点があっても我が国での販売が行われなければ、我が国の競争に影響を与えない。また、我が国における事業の有無・大きさを問題とするならば、国内売上高合計額をみれば足りる。また、②は、海外邦人向けサイトも多数あることから、日本語を基準とすることが必ずしも合理的とは思われず、それらが「国内の需要者を対象に営業活動を行っている場合」かを問題とするならば、同様に国内売上高合計額を基準とすれば足りる。 (弁護士)	国内の需要者に影響を与えると見込まれる企業結合について、③には該当しないものの、①又は②に該当する場合は考えられます。
22	6 (2) ② 買収に係る対価の総額が大きい企業結合計画	昨今の自動翻訳技術等を考慮すれば、日本市場で取引等のない会社でも、日本語のウェブサイト을設けている場合も考えられ、範囲が広範すぎる事となるおそれがある。このため、「②被買収会社が日本語のウェブサイトを開設したり」という記述は削除すべきである。あるいは、「国内需要者に向けた顧客誘引を目的とすると認められる日本語のウェブサイトを開設したり、同様の目的で日本語のパンフレットを用いるなど、国内の需要者を対象に営業活動を行っている場合」に修正すべきである。 (法人、団体)	少なくとも400億円を超える買収額で買収されるような海外企業であれば、日本語のウェブサイトを設ける以上、自動翻訳技術等により必ずしも正確ではないウェブサイトを設けるとは通常考えられず、国内の需要者が閲覧することを念頭においたウェブサイトを設けると考えられます。
23	6 (2) ③	「③被買収会社の国内売上高合計額が1億円を超える場合」につ	分割や事業譲受けにより、ある会社の事業の

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
	買収に係る対価の総額が大きい企業結合計画	いて、削除、あるいは、少なくとも10億円以上に引き上げを行うべきである。現行の届出基準における被買収会社の国内売上高合計額の基準（50億円超）と比較して低すぎる。また、取引規模基準に基づく事前届出基準を導入している諸外国の例と比べても僅少に過ぎ、企業活動の実態を反映していないと思われる。 (団体、弁護士)	「重要部分」が他社に承継される場合、独占禁止法上の企業結合に該当することとなります。この「重要部分」については、企業結合ガイドラインにおいて、当該承継される事業の年間売上高が1億円以下等の場合には、事業の「重要部分」に該当しないとされています。 企業結合ガイドラインの当該規定も踏まえ、被買収会社の国内売上高合計額について1億円を超える場合としたものです。
24	6(2) 買収に係る対価の総額が大きい企業結合計画	「相談することが望まれる」という規定では、本制度変更に対応するか否かは企業側の認知・コンプライアンス意識に依存することになるため、相談を必須とすべきである。 (団体)	届出不要企業結合計画の相談は、法律上の義務ではなく、あくまで任意です。
25	6(2) 買収に係る対価の総額が大きい企業結合計画	「相談することが望まれる」とあるが、あくまで会社の判断として「相談は任意である」旨を明記すべきである。届出基準を満たさないにもかかわらず、「公正取引委員会に事前に相談する」との内容にも受け止めざるをえない。 (団体)	同上。
26	6(2) 買収に係る対価の総額が大きい企業結合計画	手続に関する対応方針の冒頭に、「企業結合計画が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるか否かについての審査」の定義語として定義されているところ、貴委員会は、企業結合審査については貴委員会をきそくする本ガイドラインの定める手順によって行う必要がある。 この点、本ガイドラインでは、3(1)に「届出書の受理」とあると	従前から、企業結合手続対応方針の6において、届出基準を満たさないために届出を要しない企業結合等を計画している会社から、企業結合計画について具体的な計画内容を示して相談があった場合には、同対応方針の2～5の手続（法律上の届出の対象となる企業結合計画に係る手続）

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		<p>おり、当事会社が自主的に届出書を提出して企業結合審査を開始する場合しか想定されていない。今回の改正案では、当事会社から届出ないし相談がなされなかった場合の企業結合審査の手順について改正案が示されておらず、不十分であることは明らかである。相談に対する対応に関して、より詳細な内容を記載しても良いのではないかと考える。</p> <p>なお、上記のとおり、貴委員会の企業結合審査が、企業結合実務に与える影響が甚大であることに鑑みれば、法律上届出基準を満たさない企業結合の企業結合審査についての審査手続がガイドライン上定められる場合には、別途、意見募集の手続が行われるべきである。</p> <p>(弁護士)</p>	<p>に準じて対応すると明示しており、実際に同対応方針の2～5の手続に準じた対応を行ってきています。また、当該記述は、今回の改定後も同対応方針6(1)として維持されています。</p> <p>今回、企業結合手続対応方針の6(2)として、届出不要企業結合計画のうち買収に係る対価の総額が400億円を超えると見込まれる等の目安を満たすものについて、同対応方針6(1)に基づき当委員会に相談することが望まれる旨明記しているとおり、届出不要企業結合計画について同対応方針6(1)に基づき相談があれば、同対応方針2～5の手続に準じた対応を行うこととなります。</p>
27	6(2) 買収に係る対価の総額が大きい企業結合計画	<p>事前相談を利用した場合には、届出をした場合と比較して、貴委員会が回答すべき期間の制限が設けられていないため、長期にわたり審査が継続する可能性がある。したがって、事業者が長期にわたる審査を懸念して相談を躊躇する場合があります。また、届出の場合のように企業結合を実施することは禁じられてはいないため、実際に企業結合が行われ、その後、相当の期間を経てから独禁法に違反するとされる場合の事業上の影響も甚大である。そこで、何らかの形で相談にかかる時間についても検討期間を明示すべきであると考え。</p> <p>(弁護士)</p>	同上。

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
28	6 (2) 買収に係る対価の総額が 大きい企業結合計画	<p>企業結合審査を行った届出不要企業結合計画について、審査を経た場合には、クリアランスの効力を得たのと同等の取扱いをすることを明示すべきである（届出に準ずる相談についても同様）。</p> <p>また、企業にとって相談するコストは小さくないため、任意の相談を行うインセンティブを付与すべく、相談した計画が、独禁法上問題がないことが判明した場合で、企業が公表を望む場合には、独禁法上問題なかったという事実を表明する運用とされたい。</p> <p>（団体、弁護士）</p>	<p>届出不要企業結合計画等について、企業結合手続対応方針6 (1)に基づく相談を受けて、企業結合手続対応方針2～5の手続に準じて審査を行い、審査の結果当該企業結合により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならない旨当委員会が回答した場合、当委員会が事後的に当該企業結合により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなると判断することはありません。</p> <p>また、法律上の義務ではなく任意で行われる相談について、独占禁止法上問題ないと判断した案件に関する当事会社名等の一覧を公表することは考えておりませんが、当事会社において独占禁止法上問題ないと回答を得た旨公表することは自由です。</p>
29	6 (2) 買収に係る対価の総額が 大きい企業結合計画	<p>届出不要企業結合計画に関して、相談を行わなかった場合において、相談しなかったことがその後不利に考慮されるのであれば、企業としては、その不利益回避のため、あらゆる企業結合について相談することが事実上強制されることになるので、相談しなかったことが排除措置命令等の審査において不利な事情として考慮されることはないことを確認したい。</p> <p>（団体）</p>	<p>届出不要企業結合計画の相談がなかった場合に、相談がなかったことをもって、当該計画の審査において不利益に取り扱われることはありません。</p>

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
30	6 (2) 買収に係る対価の総額が大きい企業結合計画	<p>意見募集時の改定案（別紙2）の4頁記載の①ないし③、かつ、買収対価400億円超の要件を満たすことが、なぜ「競争を実質的に制限する」おそれがあるといえるのかが明らかにされるべきである。また、国内企業の買収案件は、およそ全て「国内の需要者に影響を与えると見込まれる」場合に当たるので、「国内の需要者に影響を与えると見込まれる」場合ではなく「一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるおそれがある」場合には「審査を行うことがある」といった記載とすべきではないか。</p> <p>さらに、改定案では、「買収に係る対価の総額が400億円を超えると見込まれ、かつ、以下の①から③のいずれかを満たす『など』」とあり（4頁）、公正取引委員会に相談する必要がある場合、企業結合審査が行われる場合が不明確であるので、審査の対象となる届出不要企業結合計画に関して、「対象市場において買収者が既に市場支配力を有する場合や当該買収により買収者が市場支配力を有することとなる場合」といった、例示を設けるべきである。</p> <p>（団体）</p>	<p>御指摘の①～③は、国内需要者への影響を当委員会が効果的に捕捉する観点から設定したものです。また、買収に係る対価の総額が大きい場合、買収する会社が被買収会社の価値を高く評価していることの現れと考えられることから、国内の競争に与える影響について精査する場合の目安として活用するものです。</p> <p>なお、競争を実質的に制限することとなるかどうかや、市場支配力を有することとなるかどうかについては、企業結合審査を行った上で判断されるものです。</p>
31	6 (2)（注7） 買収に係る対価の総額が大きい企業結合計画	<p>届出不要企業結合計画で、事前に相談することが望まれる場合の基準を満たさない場合であっても、国内の競争に与える影響について精査する必要がある場合には当該届出不要企業結合計画について企業結合審査を行うことを明記していることは、法を正しく解釈したものであり、賛成する。</p> <p>（学者）</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
32	6(2)(注7) 買収に係る対価の総額が大きい企業結合計画	買収対価の額が400億円以下の場合や、①から③に該当しない場合において、公正取引委員会が審査を行わなければならないと考える事例や、想定例などを示すべきである。 (団体)	他の事業者にとっても参考となるような届出不要企業結合計画の審査結果については、事例集等で公表してまいります。
33	6(2)(注7) 買収に係る対価の総額が大きい企業結合計画	買収対価の総額が400億円以下で、①から③を満たさない企業結合について、国内の競争に与える影響を精査する必要がある場合には企業結合審査を行うとあるが、「国内の競争に与える影響について精査する必要がある場合」とは何か。当該審査の基準は、市場シェアやHHIにより具体化されるべきである。 (団体、弁護士)	国内の競争に与える影響を精査する必要がある場合とは、被買収会社の国内売上高合計額等が小さいものの、競争上重要な資産を有するなど高い潜在的競争力を有しており、企業結合が国内の競争に影響を与え得るような場合です。このような被買収会社の潜在的競争力は、市場シェアやHHI等の指標に必ずしも反映されないことから、これらの指標を用いて「国内の競争に与える影響を精査する必要がある場合」を具体化することは困難であり、また、適切ではありません。
34	6(2)(注7) 買収に係る対価の総額が大きい企業結合計画	届出不要企業結合計画のうち、買収に係る対価の総額が大きいなどの場合には企業結合審査を行うとしているが、審査を必ず行うのか明示すべきである。 また、届出基準を満たさない上、①から③を満たさない企業結合について、国内の競争に与える影響を精査する必要がある場合には貴委員会が審査を行うとした場合に、公取委が非裁量的に必ず国内の競争に与える影響について精査する必要がある企業結合審査を「行う」ことができるのか、ということが問題となりうる。ガイドラインは、法執行を行う上で遵守すべき規範となるものであるところ、国内の競争に与える影響について精査する必要がある企業結合	届出不要企業結合計画について、国内の競争に与える影響について精査する必要がある場合には、審査を行うという方針を示したものです。

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		<p>に対して、漏れなく企業結合審査を「行う」ことは、現実的に不可能であると考えられる。</p> <p>(弁護士)</p>	
35	<p>別添 公正取引委員会が企業結合審査において参考とする資料の例</p> <p>(注3)</p>	<p>「提出を求めることがある」との記載の直前に「必要不可欠な程度の」との追記を希望します。当事会社の内部文書の提出は必要であり、また、必要に応じてどのような文書を提出すべきか個別に委員会とご相談させていただく必要があることは理解いたします。一方で、原案では制限がなく、当事会社はいかなる資料でも提出すべきとも読め、一定程度の制限を設ける必要性を考えます。</p> <p>(法人、団体)</p>	<p>これまでも企業結合審査において内部文書を求めてきており、その実務を明確化したものです。</p> <p>また、通常、内部文書を求めるのは、特に必要性のある一部案件に限られており、また、求める範囲についても当事会社と相談しつつ、審査上必要な範囲に限っており、その実務は今後も同様です。</p>
36	<p>別添 公正取引委員会が企業結合審査において参考とする資料の例</p> <p>(注3)</p>	<p>データ量が膨大であり、手間・コスト含めて、その実務対応に困難を伴うことから、どのような内容(程度)をどのような形式で提出を求めているのか明らかにされたい。</p> <p>(団体)</p>	<p>同上 (No.35 と同じ)。</p>
37	<p>別添 公正取引委員会が企業結合審査において参考とする資料の例</p> <p>(注3)</p>	<p>届出基準を満たす企業結合及び届出不要企業結合計画の審査について、独禁当局が必要と考える場合には、当該企業結合に関する当事会社の全ての内部文書や当該企業結合が競争に悪影響を及ぼさないことの証拠や説明資料を届出に必要な書類とするよう届出規則等の改定を行うなど、独禁当局が関連する説明や証拠を得ることを容易にするよう措置がとられるべきではないか。</p> <p>(個人)</p>	<p>同上 (No.35 と同じ)。</p>

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
38	別添 公正取引委員会が 企業結合審査において参 考とする資料の例 (注3)	<p>「当事会社の認識を確認する」ために、当事会社の内部文書の提出を貴委員会が要請することについては、企業活動（特に、企業結合の検討）に対する萎縮効果が甚大であり、撤回すべきである。仮に撤回しないとしても、提出を求める内部文書の範囲はその目的に応じて必要かつ相当な範囲に限定されるべきである。具体的には、当事会社の意思決定が行われる基礎となる「当事会社の認識」である取締役会議事録で必要かつ十分である。</p> <p>また、カルテル等の被疑事件審査において提出を求めることは理解するが、(事前の)企業結合審査において、とりわけ電子メールまで開示させる必要性は疑問である。</p> <p>さらに、内部文書提出の要請を明記するとしても、「各法域に認められた秘匿特権 (Privilege) の範囲内に限る」との条件付けを行うべきである。</p> <p>(団体, 弁護士)</p>	<p>同上 (No.35 と同じ)。</p> <p>いわゆる「弁護士・依頼者間秘匿特権」は、我が国では、これを認める明文上の規定はなく、裁判例上も認められていません。それに関する検討に当たっては、他の行政調査手続や司法手続に及ぼす影響についての懸念を踏まえた慎重な対応が必要です。</p>
39	別添 公正取引委員会が 企業結合審査において参 考とする資料の例 (注3)	<p>カルテルですら、今後秘匿特権が導入され、一定の範囲で保護される予定であるにもかかわらず、企業結合審査において、当事会社の内部資料を何の制約もなく公正取引委員会が要求できるのは行き過ぎである。</p> <p>届出不要企業結合計画は、独禁法が、届出が必要な企業結合計画に比して企業結合規制違反となる可能性が低いことから届出を求めている計画であるにもかかわらず、届出が必要な計画と同程度に内部資料の提出を求められるとするのは、事業者にとって過度の負担であり、提出の必要性と事業者の負担の均衡がとれていない。</p> <p>そこで、企業結合審査における必要性と当事会社の提出の負担を</p>	<p>同上 (No.35 と同じ)。</p> <p>企業結合が届出基準を満たすことと企業結合が競争を実質的に制限することとの間には、直接的な関係はなく、届出不要企業結合計画は競争を実質的に制限することとはならないとは言えません。そのため、届出不要企業結合計画と届出基準を満たす企業結合計画の審査において、内部文書を求める場合についての差を設けることはできません。</p>



No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		<p>考慮し、会社の内部文書の提出を求めるのは、少なくとも、届出が必要な企業結合計画に限定すべきである。</p> <p>その上で、提出する内部資料の範囲について、相当な範囲に限定すべく、事業者と公正取引委員会との間で審査の前に相談を行うことを明示していただきたい。</p> <p>(団体)</p>	
40	その他	<p>届出前相談や一次審査において問題解消措置が必要と判断された場合も含めて、問題解消措置が採られる場合には、その内容の適切性の確認のため、需要者等からのパブコメの機会を設けることにするよう対応方針等の改定を行うべきではないか。</p> <p>(個人)</p>	<p>問題解消措置の適切性については、需要者へのヒアリング等も行いつつ検討しており、今後とも同様に対応してまいります。</p>
41	その他	<p>今回の改定において、サービスに関する類型を明記しているにもかかわらず、「資料の例」がメーカーを対象としたままとなっており、この点も運用方針に併せて改定すべきである。</p> <p>(団体)</p>	<p>今後、個別の審査事例の蓄積等を踏まえ、「資料の例」の追記を検討してまいります。</p>
42	その他	<p>公正取引委員会においては、審査に関して、内外のイコールフットディングを確保するようお願いしたい。</p> <p>(団体)</p>	<p>企業結合の当事会社が国内企業であるか海外企業であるかにかかわらず、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるかどうかという観点から企業結合審査が行われます。</p>
43	その他	<p>法律上届出義務があるにもかかわらず届出義務を履行しなかった場合には届出義務違反の罪(91条の2, 200万円以下の罰金)が適用され、法律上届出義務がないにもかかわらず公取委の報告命令等に応じない場合には行政調査妨害罪(94条, 1年以下の懲役又は300万円の罰金, 95条, 2億円以下の罰金(令和元年改正後))が適用さ</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		れるのはアンバランスではないか。届出義務違反の罪について罰金額の上限の引上げ等が必要ではないか。 (学者)	

### 3. その他

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
1		<p>ネットワーク効果による効率性改善効果など、当事会社に有利に働く事項については、関連する説明や証拠を届出に必要な書類とするよう届出規則等の改定を行うなど、独禁当局が関連する説明や証拠を得ることを容易にするような工夫がなされるべきではないか。</p> <p>(個人)</p>	<p>私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則第7条の2に基づき、当事会社は審査期間において意見書又は審査に必要と考える資料を提出できるとされており、当事会社に有利に働く事項は当事会社が積極的に提出するものと考えられます。</p>
2		<p>従来的な独占禁止法の考え方に則った審査を行うだけでなく、企業結合によるイノベーションや新たなビジネスの可能性を考慮に入れる必要がある一方、逆に既存の勝ち組企業による買収や巨大グループの形成が新たな破壊的イノベーターの芽を摘むリスクにも目を向ける必要がある。</p> <p>また、イノベーションプロセスの実相や新しいビジネスモデルも含めたビジネスデューデリジェンス的観点で審査のできる専門スキルを保有する人材を、公正取引委員会内に取り込むべきである。あるいは、デジタル案件については、デジタル市場競争本部と連携した審査を行う、または、技術面、ビジネス面で評価可能な第三者を積極活用するスキームを構築し、審査を迅速化すべきである。</p> <p>(団体)</p>	<p>当委員会では、引き続き、複雑化する企業結合事案に的確に対処する観点から、エコノミスト、民間企業の実務経験者を企業結合審査部門に配置すること等により、審査体制の整備を図ってまいります。</p>
3		<p>審査が高度化・複雑化することにより、資料の提出等にかかる企業側の事務負担がさらに増大する可能性が高い。スピード勝負であるイノベーションを促進し、日本経済を活性化する観点から、企業結合審査の簡素化を進め、執行側・企業側双方の負担を軽減すべき</p>	<p>引き続き、当事会社の負担軽減を意識しつつ、企業結合審査を適切に行ってまいります。</p>

No.	関係箇所	意見の概要	考え方
		である。 (団体)	
4		制度変更は、パブリックコメントのみならず、検討段階から学識経験者や企業経営者の意見も踏まえた上で、制度が練られるべきである。今後は、デジタル関連に関わらず、検討プロセスのさらなるオープン化や外部知見の活用も行い取り纏めることを望む。 (団体)	今回の改定の検討に当たっては、有識者や企業関係者などから意見を聴取しており、今後も、ガイドライン等の改定を含め制度変更を行う場合には、関係者への意見聴取を行いつつ進めます。
5		独占禁止法のあり方の抜本的な見直し、独占のレントの最小化のみならず、より直截にイノベーションの促進（イノベーション妨害的な競争行為の排除）にフォーカスした法体系への改正についても早期に議論を開始すべきである。 (団体)	今後の参考とさせていただきます。